第5次 那覇市総合計画 令和元年度 経営改革に関する取組 達成状況

<u>令和2年12月</u> 那覇市

目 次

体系	图 1
1	令和元年度経営改革に関する取組達成状況2
2	令和元年度経営改革に関する取組の未達成一覧3
3	政策別達成状況5
4	施策別達成状況
5	部署別達成状況
6	経営改革に関する取組一覧10:

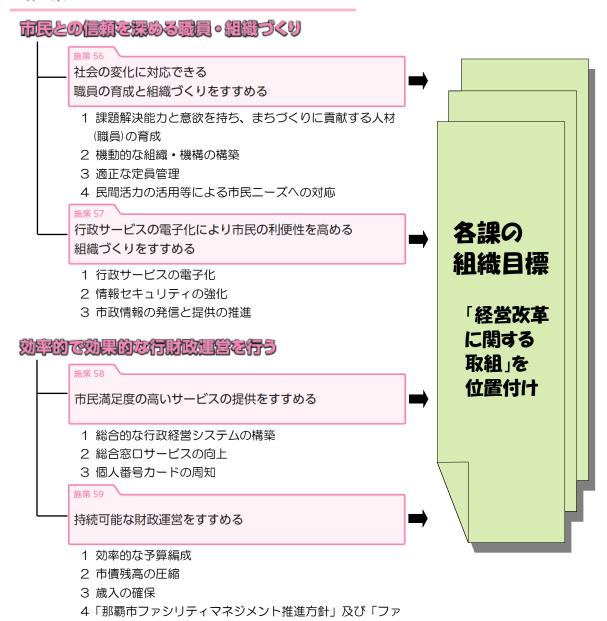
体系図 <u>目次へ</u>

本市の最上位計画である第5次那覇市総合計画に各課の組織目標を紐づけ、 さらに、組織目標において「経営改革に関する取組」を位置付け、総合計画、 組織目標及び経営改革に関する取組を一元的に運用・進捗管理を行うことで、 行政運営の効率化を図っています。

総合計画の施策56~59に、経営改革に関する取組を紐づけています。

第5次那覇市総合計画

政策



シリティマネジメント行動計画」に基づく公共施設の適切

5 民間事業者の資金、知恵及びノウハウの活用

な更新や維持

1 令和元年度経営改革に関する取組達成状況

目次へ

令和元年度の経営改革に関する取組 233 本のうち、目標達成が 206 本、未達成が 27 本で、達成率は 88%となりました。

未達成の要因は、内部的な要因が 20 件、外部的な要因が 7 件と分類されています。内部要因では、「内部(他部署含めた)の調整難航」等、外部要因では、「外部(市民・国・県・法人等)との調整難航」等が理由となっています。



		取組本数	割合	
達成		206本	88%	
未達成		27本	12%	
	内部要因	20本	74%	
	外部要因	7本	26%	
	合計	233本	100%	

2 令和元年度経営改革に関する取組の未達成一覧 旦次へ

(未達成)

No.	政策	施策	部署	経営改革に関する取組	
1			総務部 総務課	書庫のあり方検討(運用方針)	
2				総務部 総務課	文書事務の手引き見直し
3	市民との	社会の変	総務部 総務課	那覇市文書取扱規程の改正	
4	信頼を深 める職員	化に対応できる職品の意味	市民文化部 文化振興課	新文化振興基本計画の策定	
5	の育成と 組織づく	員の育成 と組織づ くりをす	環境部 クリーン推進課	事故発生防止の徹底	
6	り	すめる	福祉部 ちゃーがんじゅう課	地域包括ケアシステムの構築	
7			こどもみらい部 子育て応援課	要支援世帯への支援の充実	
8			生涯学習部 総務課	新中期定員管理計画の策定	
9			市民文化部 文化振興課	新拠点施設の設置条例をはじめ 関係例規の整備	
10			福祉部 ちゃーがんじゅう課	介護認定手続きの迅速化	
11				特定健診受診率向上(受診者及び 未受診者対策)	
12		市民満足度の高い	健康部 健康増進課	女性特有のがん検診受診の促進	
13	効率的で	サービスの提供を	健康部 健康増進課	成人男性の風しん予防接種事業 (第5期)を実施	
14	効果的な 行財政運	すすめる	健康部 健康増進課	学齢期等へのむし歯予防対策の 実施	
15	営を行う		こどもみらい部 子育て応援課	ひとり親支援の充実及び整理	
16			まちなみ共創部 建築工事課	事業執行率の向上	
17			消防局 総務課	(仮称)小禄南出張所の建設	
18		持続可能 な財政運	総務部 管財課	非公表(事業の進捗に影響が及ぶため)	
19		営をすす める	企画財務部 企画調整課	指定管理者制度の活用支援	

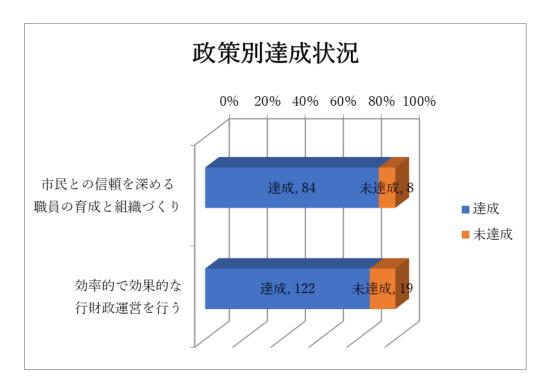
20	企画財務部 企画調整課	ファシリティマネジメント推進
21	企画財務部 資産税課	家屋に係る課税客体の掘り起こ しと適正課税の実施
22	企画財務部 資産税課	事業所税に係る新規事業所の掘 り起こしと適正課税の実施
23	福祉部 保護管理課	(返還金業務)返還金徴収の実施
24	福祉部 保護第一課	訪問活動の確実な実施
25	福祉部 保護第二課	訪問活動の確実な実施
26	福祉部 保護第三課	訪問活動の確実な実施
27	都市みらい部 道路管理課	法定外公共物の条例制定及び道路占用許可等に関する那覇市手 数料条例の改正

未達成となった取組の要因を、内部的なものと外部的なものに大別し、内部要因では8分類、外部要因では5分類として、次のとおり振り分けています。 令和元年度に取り組んだ結果、各課における未達成は全体で27件となっています。

【未達成の要因】

		分類	件	数
	01	取組の遅れ	1	
	02	達成水準設定誤り	3	
	03	他事業を優先的に処理しなければならなかった	2	
内部要因	04	人的要因	3	20
	05	管理・監督の問題	1	20
	06	内部(他部署含めた)の調整難航	4	
	07	予測できない事態の発生	3	
	80	その他	3	
	09	外部との調整難航	2	
	10	社会・経済状況の変化	1	
外部要因	11	委託等、契約相手先の問題	1	7
	12	予測できない事態の発生	1	
	13	その他	2	
		合計	2	7

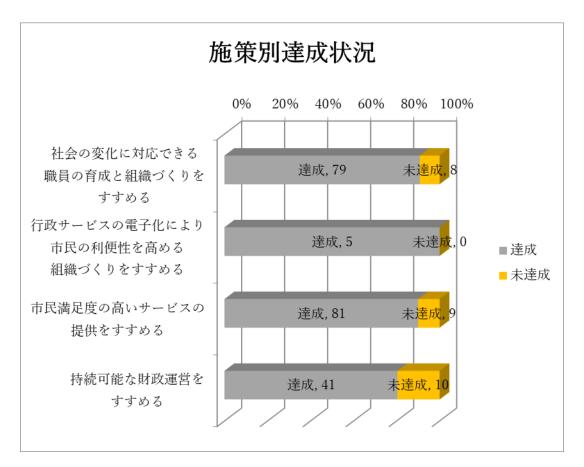
- (1)「政策 22 市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり」は、取組本数 92 本のうち、目標達成が84 本、未達成が8 本で、達成率は91%となっています。
- (2)「政策 23 効率的で効果的な行財政運営を行う」は、取組本数 141 本の うち、目標達成が 122 本、未達成が 19 本で、達成率は 87%となって います。



	政策	目標数	達	成	未達成		
	以宋	日际奴	数	率	数	率	
22	市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり	92	84	91%	00	9%	
23	効率的で効果的な 行財政運営を行う	141	122	87%	19	13%	
	合計	233	206	88%	27	12%	

目次へ

- (1)「施策 56 社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる」は、取組本数 87 本のうち、目標達成が 79 本、未達成が 8 本で、達成率は 91%となっています。
- (2)「施策 57 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる」は、取組本数 5 本のうち、目標達成が 5 本で、達成率は100%となっています。
- (3)「施策 58 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる」は、取組本数 90 本のうち、目標達成が81 本、未達成が9 本で、達成率は90%となっています。
- (4)「施策59 持続可能な財政運営をすすめる」は、取組本数51本のうち、 目標達成が41本、未達成が10本で、達成率は80%となっています。



	政策	施策			迳	達成	未達成	
	以宋		地块	目標数	数	率	数	率
22	市民との 信頼を深 める	56	社会の変化に対応できる 職員の育成と組織づくりを すすめる	87	79	91%	80	9%

		職員の育 成と組織 づくり	57	行政サービスの電子化により 市民の利便性を高める 組織づくりをすすめる	5	5	100%	0	0%
,	効率的で効果的な		58	市民満足度の高いサービスの 提供をすすめる	90	81	90%	9	10%
4	23	行財政運 営を行う	59	持続可能な財政運営を すすめる	51	41	80%	10	20%
				合計	233	206	88%	27	12%

5 部署別達成状況

<u>目次へ</u>

	如黑	VΠVthr	コ + 亜 半 5	達	 成度	達成率	
	部署	ALA 和	目標数	達成	未達成		
	総務課	5		2	3		
	秘書広報課	5		5	0		
	平和交流•男女参画課	2		2	0		
総務部	人事課	5	29	5	0	86%	
	管財課	3		2	1		
	法制契約課	6		6	0		
	防災危機管理課	3		3	0		
	企画調整課	9		7	2		
	財政課	5		5	0		
企画財務部	情報政策課	5	36	5	0	89%	
上回别物品	市民税課	6	30	6	0	09%	
	資産税課	6		4	2		
	納税課	5		5	0		
	市民生活安全課	5		5	0		
	ハイサイ市民課	7		7	0		
市民文化部	文化振興課	7	23	5	2	91%	
	文化財課	2	1	2	0	2 . , 3	
	まちづくり協働推進課	2		2	0		
	商工農水課	2	7	2	0	100%	
経済観光部	なはまち振興課	2		2	0		
	観光課	3		3	0		
	環境政策課	2		2	0	94%	
	クリーン推進課	7		6	1		
環境部	環境保全課	4	17	4	0		
	廃棄物対策課	2		2	0		
	環境衛生課	2		2	0		
	福祉政策課	2		2	0		
	ちゃーがんじゅう課	3	1	1	2		
	障がい福祉課	3	1	3	0		
福祉部	保護管理課	6	26	5	1	77%	
	保護第一課	4		3	1	, -	
	保護第二課	4	1	3	1		
	保護第三課	4	1	3	1		
	国民健康保険課	6		6	0		
	特定健診課	2		1	1		
	保健総務課	2	- -	2	0		
健康部	健康増進課	3	20	0	3	80%	
	地域保健課	2	†	2	0		
	生活衛生課	5	†	5	0		
	こども政策課	2		2	0		
	こどもみらい課	4	1	4	0	1	
こどもみらい部	子育で応援課	4	13	2	2	85%	
	こども教育保育課	3	1	3	0		
	ししひ叙月休月味	<u> </u>		S	U		

	都市計画課	5		5	0		
	道路建設課	2		2	0		
都市みらい部	道路管理課	3	18	2	1	94%	
	花とみどり課	4		4	0		
	公園管理課	4		4	0		
	まちなみ整備課	3		3	0		
	建築工事課	2		1	1		
まちなみ共創部	市営住宅課	5	20	5	0	95%	
	建築指導課	3		3	0		
	技術総務課	7		7	0		
会計管理者	出納室	4	4	4	0	100%	
) 学校教育部	学務課	1	2	1	0	100%	
于汉权自即	教育研究所	1		1	0	10076	
	総務課	1		0	1		
生涯学習部	生涯学習課	1	4	1	0	75%	
	中央公民館	2		2	0		
 上下水道局	企画経営課	1	2	1	0	100%	
工下小追问	料金サービス課	1		1	0	100%	
	総務課	5	5	4	1	80%	
消防局	警防課	3	3	3	0	100%	
	救急課	4	4	4	0	100%	
	合計	233	233	206	27	88%	

6 経営改革に関する取組一覧

部署	No.	施策	組織目標	達成水準(どの水準まで)	達成手段(どのように)	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部総務課	1	56	書庫のあり方検討(運用方針)	庁内書庫の運用につい ての基本方針を作成す る。	・庁内書庫の現状を踏まえ、公文書書庫としてのあり方(方針)を総務課の考えを2月までにまとめる。 ・総務課担当職員を中心に方針案を作成する。 ・必要に応じて保存文書担当課からの聴取等を実施する。	未達成	・首里城火災に伴う支援金の受付体制を構築を優先し対応したこにより遅れが生じた。 ・庁内書庫の運用方針をまとめ、文書廃棄と書庫へ収納の適正化に努める。
総務部総務課	2	56	文書事務の手引き見直し	文書事務の手引き改定を行う	・文書事務手引き改定を3月まで策定する。 ・第1編文書事務、第2編公文書作成について、課内職員を中心に見直し検討会議を行う。ただし、必要に応じて担当課職員からの聴取等を実施する。	未達成	・首里城火災に伴う支援金の受付体制を構築を優先し対応したこにより遅れが生じた。 ・引き続き、文書手引きの見直しを図り、その活用に努める。
総務部 総務課	3	56	那覇市文書取扱規程 の改正	那覇市文書取扱規程の 改正を行う	・7月までに例規審査を終える。 ・8月までに副部長会議を終え、規則を改正する。	未達成	・法規調整及び他部署の意見集約に時間を要したため。 ・規定の改定を行い、適切な文書取扱いに努める。
総務部総務課	4	56	庁内印刷体制の再構 築	高速デジタル印刷機の 入れ換えることで、処 理能力の向上及び安定 化を図る。	・5月ごろまでに、入札に向けて準備を行う。・9月までに入札、機器の入れ換えを終える。	達成	・高速デジタル印刷機の入れ換えることで、処理能力の向上及び安定化を図るとともに、財政効果も上げることができた。 ・効率・効果的な庁内印刷の運営に努める。
総務部総務課	5	56	那覇市議会定例会規 則の改正	12月定例会を11月 定例会とすることで、 議会運用の効率化を図る。	・6月までに例規審査を終える。・7月までに庁議を終え、規則を改正する。	達成	・規則改正を行い、議会定例会を12月から11月することができた。年末の業務の効率化が図られた。 ・効率効果的な議会運営に努める。
総務部 秘書広 報課	1	57	市政情報の発信と提供の推進(すべての人が適切に情報を受け取れるよう、ユーザビリティの維持とシステムの保守を行い、ウェブアクセシビリティを維持する)	総務省の評価基準「E」を維持しながら、「C」ランクに準拠したレベルを目指す。	・年に 1 度の運用ガイドライン更新 及び職員研修、サイトの検証 ・著しい情報分野の進展を見据え、5 年毎の公式ホームページ再構築及び 時代に即した情報発信ツール等への 研究・対応を進めていく。	達成	・HP リニューアルを行いウェブアクセシビリティの向上を図ったところ、目標としていた総務省の評価基準「C」ランクを達成した。さらに総務省が開発したJIS 規格対応検証により、本市は九州・沖縄115市においてレベル AA に最も近い市として報告された。・今後とも担当職員を積極的に県外研修等に派遣るなどし、スキルアップを図る。
総務部 秘書広報課	2	58	市長の重点政策課題 実現のための秘書業 務・広報業務におけ る側面支援	・政策経営会議における指示事項の確実な実施 ・政策会議等を通した	・市政の課題事項等を確認するため月毎の政策経営会議を開催 ・市長との意思疎通及び日程確認のため週毎の政策会議を開催	達成	・地域自治会など、市民に近い事業を中心に概ね効果的な日程調整が図れた。 ・引き続き市民との対話の機会を重視した日程確保に取り組む。

## 256 市長の市民対話機会の持極的な確保 の持極的な事情 (表別) を変化の表別を確保 (表別) を表別を確保 (表別) を表別を確保 (表別) を表別を確保 (表別) を表別を確保 (表別) を表別を確保 (表別) を表別を確保 (表別) を表別を表別を確保 (表別) を表別を表別を確保 (表別) を表別を表別を表別を確保 (表別) を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を					市長との意思疎通による市長ニーズの確実な 把握と日程の確保 ・あいさつ等、様々な 場面でのPR機会の確 保 ・県内紙等への記事掲載	・市長の重点施策アピールのため広報 紙及びHPへ市長メッセージ掲載・マスコミ等が注目するような場面設 定を所管部局等に提案する。		
参務部 秘書広 報課	秘書広	Ŋ	56		集客(400席× 0.85=340人)	• 市長講話の実施	達成	影響があったと思われ、反省点の一つである。時期的に繁忙期ではあるが、市長調整には余裕を持つべきと痛感している。 ・次年度は1年後の100周年に向けた機運を高める意味においても重要な年となる。滞りなく進めるためにも綿密な計画と、担当間や動員職員とのより密な情報共有が図れる説明書の作成や説明の機会を確保する。
総務部 1	秘書広	4	56		民協働大学への積極的		達成	事業、民生委員・児童委員との集いなど、市民との対 話の機会を 10 回設定できた。
総務部 平和享業の充実に向けた事業案の検討及び実施体制整備に向けた取り組み ・ 今年度 1 年間で新たる。 ・ ・ 前年度確認・整理した平和事業の企画書(構想段階)を作成する。 ・ ・ 和和支流 G の定数の増員要求を行う。 ・ ・ 和本文流 G の定数の増員要求を行う。 ・ ・ 和本文流 G の定数の増員要求を行う。 ・ ・ 和本文流 G の定数の増員要求を行う必要がある。 ・ 中和支流 G の定数の増員要求を行う必要がある。 ・ 中和事業の独自員要求を行う必要がある。 ・ 中和事業の強を増やする。 ・ ・ 本本文流 G の定数の対象を増やする。 ・ の定数増の要求書を提出する。 ・ 中和事業の充実の指標では、平和事業の数を増やする。 ・ 中和事業の充実の指標では、平和事業の数を増やする。 ・ であるため、引き続き定数の増員要求を行う必要がある。	秘書広	5	56	記念事業(記念式典、 記念誌・記念映像制作)の事前準備 ※H31・H32	ロポーザル ・契約予定 (映像)6月/(記念		達成	・記念映像については年度末に編集が概ね完了するので、制作委員に公開し内容を精査していく。記念誌制
	平和交 流•男 女参画	3	56	けた事業案の検討及 び実施体制整備に向	な平和事業の企画書 (構想段階)を作成す る。 ・平和交流 G の定数の	ら、いくつか事業をピックアップし、 ピックアップした平和事業の企画書 (構想段階)を作成する。 ・組織定数要求時に、平和交流 G の	達成	・主事級職員 1 名、再任用職員 1 名(R元定数あるが未配置)の要求を行った。内示では再任用職員の継続配置であった。 ・令和元年度に作成した平和事業の企画書(構想段階)について、事業としての実現性を検討する。 ・平和事業の充実の指標では、平和事業の数を増やすことが求められており、そのためのマンパワーは不可欠であるため、引き続き定数の増員要求を行う必要が
- 11 -	総務部	5	56	那覇軍港の跡地利用	• 那覇軍港総合対策室		達成	・那覇軍港総合対策室については、企画財務部への移

平和・参課			を担う庁内体制の検討	の組織改正要求を行う。	策室の企画財務部への移管等、組織改 正要求書を提出する。		管が望ましいが、室のマネジメント機能の強化が優先と判断。 ・今年度は室長の増員要求を行った。 内示では室長の配置は認められなかった。 ・室長の配置が認められなかった理由を企画調整課に確認したところ、令和元年度に男女参画 G へ担当副参事を配置したことで、課長業務の負荷がある程度は、軽減されたと考えており、総合的に判断して、室長の配置は見送りと判断したとのことであった。 ・那覇軍港の跡地利用計画策定のため、那覇軍港総合対策室の組織強化が不可欠である。 ・引く続き、室長の配置の要求を実施し、タイミングを見計らい企画部への移管を調整していく必要がある。
総務部人事課	1	56	会計年度任用職員制 度の構築	条例や任用条件等の整備を行い、令和元年 12月をめどに新制度での募集周知を開始する。	関係機関との調整をふまえ、職種と業務内容の整理、条例等の整備、勤務条件の明確化を図り、平成32年4月からの導入を行う。	達成	・関係例規等の整備も完了し、募集も1月から開始 し、令和2年4月から制度開始する。 ・適切な配置が行えるよう、必要に応じ関係部署と連 携調整を図る。
総務部人事課	2	56	再任用制度の円滑な実施	①企画財務部と連携 し、再任用職員の増加 と任用長期化に整・ た、任用・配置・異動 のルールを整備する。 ②定年延長制度の動向 に注視し、再任用制度 と整合した制度設計に つなげる。	①課題整理と対応の優先順位化を行い、年度末までに企画財務部及び各任命権者と調整し、次年度の人事配置(異動)を行う。 ②現状の課題把握と改善研究を行う。 <h31 からh32=""></h31>	達成	①令和2年度から新規に再任用職員となる者の殆どを各任命権者の人事担当課が配置調整できるように企画調整課と確認し実施した。 ②現状の主査職不足の課題において、令和元年度からは再任用職員でも主査職として配置できる運用とし、効率的な人事配置を進めることができた。 適切な人事配置が行えるよう、必要に応じ関係部署と連携調整を図る。
総務部人事課	3	56	人材育成の持続的な 推進	各課の持続的な人材育成を図るのため、今年度の方策について、人材育成実施推進委員会を開催し、決定実施する。	①7月31日までに第1回推進委員会を開催する ②過去の内容を受けて、R元年度の方策を決定し公表する。	達成	・7/16 人材育成実施推進委員会を開催し、令和元年度の方策を決定し公表した。 ・人材育成の方策について、人材育成実施推進委員会を開催、決定し適切な人材育成を図っていく。
総務部人事課	4	56	職員の基礎力向上に向けた研修の実施	職員研修において、職員の基礎的事務能力の 向上を見込める内容を 追加修正する。	グループ長研修(6月)、財務会計研修(8月)において、基礎的事務能力向上のための内容の追加、修正等を行い、研修を実施する。	達成	・グループ長研修(6/3 実施)、財務会計研修Ⅱ(8/2 実施)において、関係課と調整の上内容の追加修正等を行い改善実施した。 ・よりよい人材育成が図れるよう、効率的な研修実施を検討していく。
総務部人事課	5	56	メンタルヘルス対策と復職支援の充実	メンタルヘルス疾患に 係る新規休職者数の抑 制及び既往歴のある職 員の再発を予防し、休 職中の職員の早期復職	①職場カウンセリング・職場巡回のさらなる充実 ②職員向けメンタルヘルス研修の充実 ③ストレスチェックの実施	達成	・①5月~カウンセリング・職場巡回 保護4課、地域保健課、市民税課 等で実施。 ②メンタルヘルス研修 セルフケア研修(7/31) (11/86年目)(11/22 3年目)、

				を目指す。また二次不調者を発生させない職場支援を実施する。	④復職支援プログラムの活用による 効果的な職場復帰の支援		ラインケア研修(10/30)(1月2回) ③ストレスチェック実施(10月) ④職場復帰支援随時実施 ・メンタルヘルス対策の4つのケアの重要性を、研修等で啓発していく。
総務部管財課	1	59	普通財産貸付収納率 向上	収納率について、 現年度分 95% 滞納繰越分 15% を確保する。	①現年度分について、2か月滞納時点で電話督励を行うなど、滞納月を増加させないようにする。 ②高額滞納者に関し連帯保証人を含めた分納相談等の継続 ③裁判所による調停など新たな対応を調査・研究する。	達成	・② 現年度分は、ほぼ達成水準程度に推移しており出納閉鎖時までには達成したい。滞納繰越分は、催告、面談等を行い対応しているが、収納は厳しい状況である。市有地貸付については、軍用地接収に伴うものや疎開先からの引き上げ者等に住宅地を貸し付けたものが多数で、賃借人の高齢化・病気等による外部要因が強く、収納が厳しい面がある。・滞納繰越分については、達成がかなり困難である。引き続き納付相談、連帯保証人への交渉を行っていくが、現年度も含めたトータル的な目標に修正することも検討する必要がある。
総務部管財課	2	59	市有地の売却促進	売却目標:4,000 万円	①売却予定地評価のため、財産評価委員会を年4回開催する。 ②賃貸借相談時に、賃借地の売却を促す。 ③賃借地以外の売却可能な土地について、2件から3件程度まとまった段階で公売を行う。	達成	・財産評価委員会を年4回開催し、計画的に市有地(賃貸借用地)を売却している。今年度の売却実績は、売却件数10件、売却金額7,630万9千円となっている。 ・賃貸地については、引き続き、賃料等相談時売却を含めた話を進め、目標金額の増額も検討していく。
総務部 管財課	5	59	非公表 (事業の進捗に影響 が及ぶため)	非公表	非公表	未達成	非公表
総務部 法制契 約課	1	56	「プロポーザル方式 による随意契約」の あり方についての検 討部会の開催	7月までに、第1回 の「随意契約事務手続きの適正化検討部会」 を開催し、要綱、要領、 ガイドライン、指針等の調査研究を行い素案 を作成する。 翌年2月までに、「契 約事務適正化検討委員会」を開催する。	5月 スケジュール作成 6月 部会員の推薦 7月 部会の開催(以降、必要に応じ て部会を開催) 2月 委員会の開催	達成	・那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン(案)を作成し、その案を基に部会と副部長で構成する契約事務適正化検討委員会を2回開催し検討を重ね、承認を受けた。 副部長会議(3月)へ付議し、令和2年4月1日施行した。 ・今年度で完結
総務部 法制契 約課	2	57	物品調達に係る一般 競争入札の調査・研 究	一般競争入札の調査・ 研究を行い、年度内に 課題を洗い出す。	①登録業者の意見や他自治体の入札 方法等の実施状況を確認 ⇒ 12 月まで ②電子入札の導入について調査・研究 ⇒ 12月まで ③一般競争入札の課題等の洗い出し ⇒ 年度内	達成	・業者登録の際、電子入札の導入についてアンケートを実施し、結果を取りまとめた。・アンケートの結果をもとに一般競争入札の課題を整理した。
総務部	3	56	那覇市長期継続契約	要領の課題整理を行	6~7月 課題整理・改正の要否検討	達成	・他の地方公共団体の規程の確認や課内や関係課職員

法制契 約課			を締結することができる契約に関する事務取扱要領の一部改正の検討	い、改正すべきか否か 検討し、改正が必要な 場合は、要領の一部改 正の 11 月施行を目指 す。	※改正する場合、以下の作業あり 8~9月 一部改正案作成 10月 副部長会議付議 11月 施行予定		等と調整をし、要領の課題整理を行った。その結果、 年度開始前の入札の可否に対する法令上の解釈が定 まっていないことから、現時点では要領の改正を行な わないこととした。 ・今年度で完結
総務部 法制契 約課	4	58	令和 2 年度・3 年度 物品購入等入札参加 資格者の資格認定及 び登録	令和2年度・3年度の 新規・更新登録の受付、 資格審査を行い、令和 2年3月中に認定通知 書の発送及び公表を行 う。	9月 募集要項作成 10月 公報、HP等で募集 11月 登録受付 2月 審査委員会の開催、認定 3月 認定通知書の発送、公表	達成	・当初予定通り進捗しており、3月中に認定通知書の 発送し、公表した。 ・今年度で完結
総務部 法制契 約課	5	58	公契約条例の制定に ついて	2月議会に条例案を上 程する。	①条例案を作成し、パブコメを実施する。 ②有識者会議を 2~3 回程度開催する。 ③2 月議会上程	達成	・公契約条例審議会、検討委員会(副部長)をそれぞれ3回開催 ・11月に骨子案パブコメを実施 ・1月に条例案の答申を受け、2月議会に上程 ・3月に公布
総務部 法制契 約課	6	58	令和2年度発注見通 しの早期公表	令和2年度の建設工 事等の発注見通しを令 和2年4月1日に公表 する。	①令和2年度の執行計画について、 各事業主管課に対し2月中旬までの 提出を求める。 ②3月下旬までに建設工事等指名業 者A選定委員会を開催し、一般競争入 礼等の案件を決定する。 ③4月1日に平成31年度の発注見 通しを公表	達成	 ・2月に各事業主管課から令和2年度の執行計画を提出 ・3月に建設工事等指名業者A選定委員会にて一般競争入札等の案件を決定 ・4月1日に令和2年度の発注見通しを公表
総務部 防災危 機管理 課	1	56	那覇市業務継続計画 (BCP)の策定	年度内に策定し、各種 訓練等を通し検証す る。	各部局と調整、検討を行い策定する。	達成	・R2.6.26 策定 ・今後は訓練などを通し、確認、検証を行う。
総務部 防災危 機 課	3	56	民間事業所等との災 害応援協定の締結に 向けた取組み	第5次総合計画での中間目標値(180事業所)を達成するため、今年度は5事業所との締結に向け取り組む	①事業所の選定 ②協定に関する内容の調整・確認 ③協定の締結	達成	・令和元年度応援協定締結状況 ①一般社団法人沖縄県レンタカー協会 ②那覇空港ビルディング株式会社③国土交通省国土地理院 ④車両支援(株式会社〇t M・株式会社りゅうにちホールディングス・沖縄ホンダ株式会社・琉球三菱自動車販売株式会社)⑤佐川急便株式会社⑥那覇港管理組合(那覇港総合物流センター)⑦株式会社ASAKA(ホテルアンテルーム那覇)⑧JR九州ホテルズ株式会社(JR九州ホテルブラッサム那覇)・引き続き協定締結に向け取り組む
総務部 防災危 機管理 課	4	56	自主防災組織の結成 促進	年度内 5 団体の結成に 向け取り組む	各自治会や通り会、学校PTAなどへ 個別に訪問し、組織結成に向け働きかける。	達成	・今年度の結成団体数 ① 楚辺 1 丁目自主防災会 ②大名小学校 PTA 自主防災会 ③大名第 2 団地自治会自主防災会 ④石嶺団地自治会自主防災会 ⑤住吉区自治会・次年度も引き続き結成に向け取り組む

企画財務部 企画調整課	1	59	R2年度実施計画 の策定	・5月~6月:R2方 針策定 ・7月:実計以が入力 開始 ・7月:事業課ヒアリング ・8月:部長査定 ・10月:二役査定 ・R2実計査定後、第 5次総計の施策別集計 表を作成する。	実施計画要求について第5次総計と 組織目標管理との関係を確認、新中期 財政運営方針及び同方針に基づく次 年度以降の財政状況を勘案した上で、 費用対効果、市民サービスへの影響、 事業課の内部努力、事務改善に注視し 事業査定を行う。	達成	・本年度は、沖縄振興特別推進交付金が令和3年度までであることを想定し、より事業を精選することと10%シーリングを掲げての実施計画の要求となった。 その結果、一般財源は前年度査定額比、8.4%、約7億円を削減することができた。 ・税収は増額となるものの需要額の増及び沖縄振興推進交付金の期限も迫っており財源状況は厳しい。実施計画の査定においては、第5次総計との関係、事業効果の検討等を踏まえ今後も厳しく査定していく。
企画財 務部 企画調 整課	2	59	沖縄振興特別推進 交付金事業の効果的 な活用と事業の精選	・各部局の執行状況に 留意しながら、着実な 事業執行に取り組む。 ・不用額の前年度分以 上の縮減 ・交付金終了を見据え た事業の精選	国・県との調整窓口として調整機能を 高めるとともに、厳しい財政状況に留 意しながら一括交付金の事業査定を とおして、当該交付金の有効活用を図 る。また、令和3年度の交付金終了を 見据え事業の査定を行う。	達成	・那覇市配分額 33.48 億円(基本枠 27.48 億円、特別枠 6 億円)を活用し、総計 87 事業を実施した。年度途中に交付金の不足分について、市町村間流用により配分額の増額を行うことができた。(最終配分額は36.59 億円)・令和2年度の査定額を前年度比 71,000 千円の事業比を減額とした。・R2 の配分額は、33.11 億円(基本枠 27.11 億円、特別枠 6 億円)となった。(特別枠を除き、前年度比△1.3%)。・新文化芸術発信拠点施設事業について、8 割の交付金充当は困難視される。市町村間流用を有効に活用しながら、充当率を最大限あげていく努力をしたい。
企画財 務部 企画調 整課	3	56	新定員管理方針 (H30~R4)及び 会計年度任用職員制 度導入に伴う組織編 制、定数管理	・5月~7月:会計年度任用職員制度導入に伴う調査・7月:管理運営方針作成・9月:課内査定・10月: で登重定 ・10月: の間に では のいま では できます では できます できます できます できます できます できます できます できます	・会計年度任用職員制度導入に伴い、臨時・非常勤職の見直しを行う。 ・R2管理運営方針の庁議承認 ・実計査定との一体的取り組みで関係 各部、各課の要求書を確認し、ヒヤリングを行い査定する。 ・組織・定員再配置計画庁議報告	達成	・次年度から始まる会計年度任用職員制度に対応し、 細かい作業があった。また、新たに始まる多文化交流 に関することや法規能力を要する特定個人情報に関することの分掌を所管裁定及び移管をした。 また、まちなみ共創部の組織を見直し、技術管理課、 地籍調査課を統合し部統括課として技術総務課を設置した。 様々な課題に取り組むとともに新定員管理方針に沿った増員内容で配置することが出来た。 ・令和2年度から始まる会計年度職員制度導入の再点検を行うこと。現業職の高齢化に伴う不補充の考え方、職員定数目標の見直しを含め職員定数充足のあり方を検討する。
企画財 務部 企画調 整課	4	59	中期財政運営方針 (2020~2024)	今後5年間の財政の見通しを策定し、あわせて実施計画、組織編制及び新年度予算編成の指針となるように策定する。(H32~R6)	・5年間の財政枠組み(財政フレーム)を作成し、あわせて各部署レベルの予算の「配分枠組み」を導出して、目標とすべき基金残高をねん出するための財政運営の指針とする。 ・中期財政運営方針に基づいて、実計編成で留意すべき事項を具体的に例	達成	・財政の将来展望と、あるべき財政運営の方針を示した「財政の見通しと財政運営の留意点」(旧:中期財政運営方針)の「留意点編」と、歳入歳出がバランスした将来財政フレームと各課の予算枠を示した「財政フレーム編」を作成し、実計編成や予算編成の指針となるよう企画調整課長および財政課長に通知した。・中期財政運営方針については、公式には作成されな

					示する。(地域経済構造分析に基づいた経済振興の道筋や、LED 照明の導入ほか) ・指定管理者制度について、導入検		い予定。その理由は①財政の将来計画との誤解がされ やすい(今年度は内部向けの通知に変更したのもその 理由)、②新しい推計方法は継承が難しい、など。 ・昨年度アンケートをもとに、指定管理者の選定方法
企画財 務部 企画調 整課	5	59	指定管理者制度の 活用支援	・円滑な指定管理制度 の導入・運用のための 事業課への支援 ・指定管理方針の改定 の必要性について整理 する。	* 指定管理者制度について、等人検討・運用をおこなっている事業課に必要な支援を行う。 ・昨年度行ったアンケート調査の分析による課題点について、また、指定管理者制度から直営になった時の事業の在り方について研究・検討する。	未達成	について検討を行ったが、3月末に公表される法制契約課所管「(仮称)那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」と統一性を持たせる必要性が生じたことから、次年度も引き続き改正案を検討する。 「(仮称)那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」と統一性を持たせた指定管理方針の改定案を作成する。
企画財 務部 企画調 整課	6	56	業務外部委託の推 進(現業職配置の見 直し含む)	委託 10 年計画のロー リング調整後の R2年 度目標の策定	ヒアリングや協議・調整、関係課長会 議等をとおして確認・支援を行う。	達成	・委託 10 年計画についてはスムーズに目標達成した。現業の方針は変更したが、給与面での課題が残る。 ・近年、民間及び公務に置ける人手不足が大きな課題となっている。今後、民間賃金の上昇も想定されることから業務外部委託の推進の方針についても検討を要す。
企画財 変部 企 整課	7	59	ファシリティマネ ジメント推進	ファシリティマネジメ ント審査の運営を通じ て施設総量を前年度よ りも少なくなることを 目指す。	・ファシリティマネジメント審査の実施(特に学校施設と市営住宅の総量縮減の定着を図る) ・年度の審査結果(総括)の庁内・ HP公表(年度明け4月頃) ・施設の長寿命化のための「個別施設計画」策定を各課において、はじめさせる。	未達成	・与儀小学校給食調理場改築において、238 ㎡から 480~520 ㎡に拡充することとなった。このため、前年度以下の施設総量とする目標は達成できないこととなる。 ・施設総量の庁内・HPでの報告は年度末を予定。・個別施設計画は、予定通り各課に策定開始を通知している。必要な内容を備えつつ簡便な形式としたので、各課の負担も軽減できたものと考える。・学校における民間プールの活用については、教育委員会で「あり方検討会」が開始されている。・街灯のリース調達については、道路管理課で見積もり聴取が行われた。・LED 転換については個別施設計画策定基本方針にも記載し、実計要求でも留意するよう企画調整課に申し送っている。・施設総量の縮減については、引き続きファシマネ審査を通じて行っていく。・課題は、個別施設計画による劣化調査や予防保全への実施計画による対応である。
企画財 務部 企画調 整課	8	58	市制 100 周年事 業実行委員会及び推 進本部の運営	・内部委員会、外部委員会の本格的な稼動を 通じて市制 100 周年 事業の準備態勢を整え る。 ・ロゴマーク・キャッ チフレーズの決定 ・基本計画の策定。	・推進本部(関係課)と実行委員会(各部会)をとおして、連携を深める。 ・ロゴマーク・キャッチフレーズの公募による募集。 ・推進本部(関係課)と実行委員会(広報・PRイベント部会)によるロゴマーク・キャッチフレーズの選定。 ・実行委員会(記念事業部会、提案事	達成	・推進本部(関係課)については、個別ヒアリングなどを通して、連携が図られつつあり、実行委員会においては、部会において所管事業について検討がなされ、おおむね達成されたと判断する。 ・ロゴマーク、キャッチフレーズは公募にし、推進本部並びに実行委員会で審査され、8月に決定したので、達成されたと判断する。 ・実行委員会の記念事業部会、推進本部(関係課)を

				・次年度から実施する事業等の決定	業部会)、推進本部(関係課)を含む 全庁的な事業提案、職員個人からのア イディア提案の募集		含む全庁的な事業提案、職員個人からのアイディア提案の募集を通してプレ事業案が出されたので、達成されたと判断する。 ・基本構想をさらに具体化した基本計画の策定については、着手したものの基本構想との重複感などから策定には至らなかったため未達成。 ・令和3年の市制100周年に向けて、プレ事業の企画、実施や100周年記念事業の選定を行う。 ・基本計画の策定については、必要性を再度、確認する。
企画財 務部 企画調 整課	9	59	国の基幹調査の実 施	事前準備を滞りなく行 い期限内に調査を完了 する。	基幹統計調査に従事する調査員・指導 員を確保し、研修、指導を通して的確 に調査が行えるようにする。	達成	・ 指定された期間統計調査について全て期間内に完了することができた。 ・R2 年度実施の国勢調査へ向け、広報、調査員確保、前準備を延滞なく進めるとともに、当該年度の基幹統計調査を完了する。
企画財 務部 財政課	1	9 5	次年度当初予算及 び補正予算の調製 は、効率的で効果の ある事業とを 事業課と連携して予 算を調製する。	・【当初】厳しい財政 状況を踏まえ歳出の抑 制を図り、予算編成方 針に即した議案(・【補正】厳しい財政 状況を踏まえ歳出のの、 ・【記を踏まえ歳出のの、 制を図り、作業計画に 即した議案。 ・【記を踏まる。	・当初、補正予算とも、ヒアリングを通して忌憚なく調整し、内部努力・事務改善することで市民サービスに影響がない経費を抑制する。 ・「選択と集中」、「費用対効果」を念頭に歳出の抑制を図る。 【当初】(1)10月:予算編成方針等を各部局へ通知(2)11月:各部局から予算見積書の提出(3)12月~1月:ヒアリング、査定(4)2月:予算案を議会へ提出 【補正】(1)各部局へ予算見積書の提出通知(2)(1)の1週間後:各部局から予算見積書の提出(3)(2)の2週間後:ヒアリング、査定(4)(3)の3週間後:補正予算案を議会へ提出	達成	・R2 年度当初予算については、こども政策分野、経済分野の充実のほか、老朽化した公共施設の更新や社会保障費の増など喫緊の課題への対応や、新たな会計年度任用職員制度、保育士確保対策などの諸課題に的確に対処し、概ね予算編成方針に即した予算案を提出することができた。 ・R元年度補正予算については、事業課のニーズを反映しつつも、厳しい財政状況を踏まえ歳出の抑制を考慮した予算案を提出することができた。 ・今年度同様に取り組んでいく。 ・更に、間近に迫る沖縄振興特別推進交付金の収束に対応する予算編成を模索する。
企画財 務部 財政課	2	59	市債発行額及び残 高の圧縮に努める。	・普通交付税算定時に 算出される、臨時財政 対策債の発行可能額の 95%以内を借り入れ る。 ・臨財債以外の起債は、 償還額以内の借り入れ 額とする。	・経営戦略室が策定の「中期財政運営 方針」との整合性に留意する。 ・臨財債を含む全ての市債について、 借り入れ(現年度分は出納閉鎖期間、 繰越分は3月)の前までに、償還時の 償還年限、据置期間等も勘案し、残高 圧縮の方策を検討する。	達成	・臨時財政対策債について、借入額を発行可能額の 95%にとどめる。 ・臨財債以外の起債については、現時点で、借入額は確定していないが、償還額以内の借入額となる見込みである。 元金償還額→ 10,532,967 千円 新規借入額→ 9,863,000 千円 ・R2年度以降は新文化発信拠点施設整備事業や那覇市立病院建替事業が本格化することに伴い当該目標

							の設定は困難と思慮する。
企画財務部 財政課	3	59	統一的な基準によ る財務書類を作成す る。(新公会計制度)	・「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付総務大臣通知)に示された財務書類について、平成30年度決算分を作成、HP等で公表する。	・12月までに、一般会計等分財務書類を作成 ・1月までに、他会計担当者、一部事務組合等から資料を入手 ・3月までに、全体財務書類を作成 ・3月までに、連結財務書類を作成 ・3月までに、連結財務書類を作成	達成	・一部事務組合(那覇・南風原環境施設組合及び南部 広域市町村圏事務組合)の財務書類未整備のため、両 組合を除き、財務書類を作成している。 ・平成30年度については、当課における作業は進捗 しているものの、財務会計システム更新に伴い固定資 産台帳整備が遅れているが、年度末には台帳整備を終 え、財務書類を作成しHP等で公表する予定である。 ・左記両組合について、財務書類整備の重要性を認識 してもらい、早急に書類作成に対応するよう、依頼す る。
企画財 務部 財政課	4	59	基幹系システム (財務会計システム) のスムーズな更新への対応を行う。	予算編成支援システムなどの当課が所管する業務に係るシステムの再構築や、業務マニュアル作成、既存データの移行などを年度内の本稼働までに確実に行う。	各業務システムについて、以下の作業を事業者と十分協議のうえ、適時行っていく。 ・要件定義の確認 ・操作研修 ・データ、機能、帳票等の確認 ・業務マニュアルの作成 ・リハーサル ・本稼働	達成	・R元年末のシステム更新時に、一部システムの不都合が生じたが、迅速な状況確認と業者への報告を行い問題解決し、無事更新作業を終了した。 ・基本的に現行システムのバージョンアップであるが、新たに有用な機能の付加も行うことができた。 ・時期システム更新に備え、より利便性が高く安定したシステム導入について、検討していく。
企画財 務部 財政課	5	59	一括発注による経 費節減について検討 する。	各部署の物品調達や 委託契約等における一 括発注による経費節減 について検討する。	・各課計上の予算内容を確認し、一括発注可能な案件があるか検討する。 ・関連する部署と一括発注の可能性について検討、調整する。 ・管財課ほか事業課など、有利な調達が想定できる部署と調整し、一括発注による経費節減が図れるか検討する。	達成	・AED について、一括発注を実施した。他の案件についても可能性がないか検討したいが、R2年度予算編成内容を踏まえ、関連部署と検討を行う。 ・経費節減については、必要な課題であるので今後も機会を捉え取り組んでいく。
企画財 務部 情報政 策課	1	57	基幹系業務システム 更新に向けた取組み	2020年2月に次期基 幹系業務システムを稼 働させる。	サーバー環境の整備作業、各区分の連携テストやコンビニ収納等のテスト作業、受入テストや本番稼働前テスト作業が滞りなく実施できるよう進捗管理や課題の調整を行い、2020年2月に稼働させる。	達成	・本稼働に向けての作業は概ね順調に進んでおり、戸籍区分と滞納管理区分については、2020年2月の下旬に稼働し、それ以外の区分については、同月上旬に稼働した。 ・更新作業は今年度で完了し、次年度以降は安定したシステムサービスを継続する。
企画財 務部 情報政 策課	3	58	オンラインで利用で きる行政サービスの 利用促進、拡大	オンラインで手続きを 行った件数の割合 27%を目標とする。	システムの停止が起こらないよう、障害発生の防止などに努め、安定したサービスを提供できるようにする。また、オンライン化することにより、市民の利便性向上や業務負担の軽減に繋がる手続き等についての調査を実施する。	達成	・メンテナンス時以外のシステム停止がないよう安定的な運用を実施した。マイナンバーカードの交付数が少しずつ増加していることから、オンラインで手続きを行った件数の割合27%について目標達成できる見込みである。 ・マイナポータルを使った新たなサービスやマイナンバーカードの多目的利用について検討する。
企画財 務部 情報政 策課	4	58	市民投稿システムの導入	年内にスマートフォン 等を利用して市民が投 稿できるシステムを構 築・公開する。	道路管理課と仕様を協議、システムを 構築する。(2019年中に公開開始 予定)。 公開開始後、他の課へも参加を呼びか	達成	・3月中旬までにシステムの構築を完了しており、道路管理課が今後公開予定。 ・公開後、利用ニーズを踏まえ、カテゴリの拡充を検討する。

					け、カテゴリの拡充について検討す る。		
企画財 務部 情報政 策課	5	57	AI、RPAの導入 に向けた取組み	6月までにライセンス を調達し、8月より検 証を開始。年度末まで に各業務ごとの結果を まとめる。	・2018 年度に業務募集した業務へRPA を適用し、業務効率化が図れる業務の洗い出しやワーキンググループの設置など、2020 年度以降の本格導入に向けた取り組みを実施する。 ・年内に対話形式で市の行う行政サービスについて答えてくれる AI チャットボットの検証を実施する。	達成	・RPA: 予定通りライセンスを調達し、職員向け研修実施、市民税課や子育て応援課などの一部業務においては導入済である。 ・AI チャットボット: 12 月より庁内での検証を開始、1 月より市民向けに公開、3 月中旬まで検証を実施。・RPA については、引き続き適用業務の拡大を推進する。 AI チャットボットについては、検証結果を踏まえ効果が確認できれば導入に向けた取り組みを行う。
企画財 務部 情報政 策課	6	56	情報セキュリティの 強化	新採用職員(前期)研修(4月)、指名研修(9月)、標的型攻撃訓練(12月まで)を実施する。	新規採用職員(4月)、指名職員(9月)、各課での課内研修等により、広くセキュリティに関する研修を実施するとともに、標的型攻撃訓練などを不定期に実施することにより緊急時即応体制を構築する。	達成	・人的セキュリティ対策の一環として、職員研修を実施。標的型攻撃訓練を2月末までに実施し、3月中旬までにはメールの開封率や前年との比較などの報告書をまとめる。 ・セキュリティポリシー改定に合わせ、実施手順の見直しを行うとともに全職員への周知を行う。
企 務 市 課	1	59	個人住民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	重複扶養確認リスト や法定調書から適正な 課税を行い、対前年度 500万円以上の調 定額アップを図る。	・税務署で資料(法定調書等)収集し、 重複扶養者や所得超過者などを確認 し適正な課税を行う。 ・課税客体の掘り起こしの一環として、未申告者の縮減化に向けては、7 月以降に次の2点について、申告勧奨 文書の発送等を行う。 1 給与支払報告書の未提出事業者については、提出していない事業所の抽出をはじめ、国税庁から提供される「源泉徴収義務者情報」をベースに捕捉する。 2 市申告書発送したものの未申告(課税資料なし)となっているものを捕捉する。	達成	・12月末時点で重複扶養に係る課税増35,810,900円、法定調書に係る課税増19,965,300円、合計55,776千円調定額アップを行った。 未申告者の捕捉については、昨年11月に、392事業所に提出指導を行ったほか、新たな取り組みとして、昨年12月沖縄税理士会に協力依頼を行った。その結果、12月末時点で17,076千円の調定額アップに繋がっている。・引き続き、重複扶養確認リストや法定調書から適正な課税を行い、5000万円以上の調定額アップを図る。 未申告者の縮減化に向けても、関係機関と連携の上、本年度同様、取り組んでいく。
企画財 務部 市民税 課	2	59	賦課業務の効率化 (RPA導入検証及 び本格稼働)	個人住民税においては、異動届出書等の自動化を年度内に本格稼働できるよう検証を行う。 軽自動車税、法人市民税、窓口証明事務については、上半期でランに係る課題整理を行う。(自動化が可能であれば、下半期で実証実験を行う。)	情報政策課及び関係民間企業との 連携のもと、個人住民税においては、 8月末までに本格稼働に向けてのス	達成	・RPA 導入検討ワーキンググループを立ち上げ、計4回各 G から職員を募り計画的に調整会議を実施した。 その結果として、11の業務を候補として検討し、うち、個人住民税の①徴収方法の変更処理②法定資料の個人特定③市外住民登録の3業務については本格的に導入した。また、RPA 単独で効率化できないものについても、踏み込んで AI-OCR とリンクできないか、情報政策課へ実証実験の依頼をしたところである。 ・本格導入した RPA 活用業務の継続的実施並びに、より効率的に行えるよう課題整理を行う。

							また、AI-OCR活用に向けて情報政策課と調整を進めていく。
企画財務部市民税課	3	59	電子申告等の勧奨推 進	・法人市民税の電子申告件数比率(前年度実績66.3%)を上回る。 ・給与支払報告書の電子申告による提出事業所割合(前年度比率31.5%)を上回る。	事業所への申告書送付時への電子申告のチラシ同封をはじめ、市税のしおり、ホームページ等で勧奨に努めるとともに、関係団体(各税務関係協議会等)との協力・連携により、電子申告の推進を働きかける。	達成	・【法人市民税】12月末現在13,550件の申告件数のうち、電子申告は9,475件(69.9%)。前年度実績との比較において3.9%上回り目標を達成した。 【個人住民税】給与支払報告書の電子申告は、3/26現在で、33.62%となっており、対前年度2.49ポイント増加し達成した。 ・国、県との連携のもと、推進していくとともに、市独自でも効果的な周知広報を行うことで、対前年度を上回る取組を行っていく。
企画財 務部 市民税 課	4	59	法人市民税の課税客 体の掘り起こしと適 正課税の推進	未申告事業所を把握 し、調査及び申告勧奨 を行い、対前年度50 0万円以上の調定額 (決定・更正による課税 処分)アップを図る。	税務署で資料(申告書等)収集を適宜行うほか、申告書発送リストより申告期限を1月以上経過した未申告法人に対し、平成30年度においては5月から申告勧奨通知を毎月発送する。	達成	・申告勧奨通知については1月末までに551件発送。 12月発送分までの検証を終えており、84件の申告があり、調定額は4,836千円の増額となった。また、12月末時点における調査課税(決定・更正)等による調定増額分が対前年度比で7,000千円で、申告勧奨分と合せて11,836千円となっており、500万円以上の目標を達成した。 ・今年度同様、税務署との連携並びに勧奨通知を発送することで、500万以上の調定額アップを図る。
企画財 務部 市民税 課	5	59	軽自動車税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	「課税保留」の全件 調査を行い、課税権の 有無を明確に区分し、 累積課税保留件数を5 〇〇件以下に減らす。	原因別の課税権有無の判断基準や 効率的・効果的な調査方法等、マニュ アルの一部見直し(整備)を図り、適正 課税を推進する。 課税保留にかかる事務については、 繁忙期(3月)前に達成できるようス ケジュールリングを行う。	達成	 ・12月末時点での累積課税保留件数は702件となっていたが、2月21日現在で、392件までに圧縮し達成した。 ・今年度同様、課税保留件数を300件以下に減らし、適正課税を推進する。
企画財 務部 市民税 課	6	59	税務証明窓口業務に係る市民サービスの向上	市民サービスの向上 (利便性)及び窓口事務 の軽減化に向けて、コンビニ等での交付を推進する。 数値目標は、税務証明のコンビニ交付率を5.4%(対前年度1.8ポイント増)とする。	平成31年6月より、来庁者1万人を目安に、直接チラシを作成のうえ配付し、コンビニ交付を推進していくとともに、市民課と共同のうえ、マイナンバー取得へのアナウンス強化を図る。	達成	・各種証明書を交付する際、主にチラシを配布するなど、マイナンバー普及に努めてている。 その結果、12月末時点で、コンビニ交付率 5.48%となり、目標を達成した。 ・次年度についても、引き続き、マイナンバー普及に向けては、コンビニ交付率を目標に掲げる。 また、証明書交付手数料の支払い方法として、キャッシュレス決済導入を進める。
企画財 務部 資産税 課	1	59	土地に係る課税客体 の適正課税の実施	市内の土地のうち全体 (非課税団体所有土 地、公道、墓地等を除 く)の概ね7~10%程 度を目途に調査を実施 する。	年次毎の調査計画を作成し、調査を 実施する。課税台帳、地理情報システムを活用して、調査対象筆の絞り込み や進捗管理を行うなど効率的に調査 するよう努め、決裁処理についても簡 易にできるよう検討する。 課内他グループとの情報共有、関係	達成	・昨年度に全筆調査の処理方法の見直しを行っており、今年度もその方法を踏襲し、調査完了筆数は目標下限の7%に達した。調査はまだ進行中であり、達成水準はこれから若干上がる見込み。 ・今年度は調査開始時に、全調査地区の担当割振りを行っており、担当によって進捗率にばらつきが出ていた。調査を地区ごとに進めるか、担当それぞれで進め

					課との連携を強化する。		るかを検討する。
企画財務部資産税課	2	59	家屋に係る課税客体 の掘り起こしと適正 課税の実施	12月までに 非課税家屋等の把握 滅失家屋の把握 増築家屋の把握 をし、1月までにその 調査を終えるシステム への入力をする。	GIS を活用し、滅失や増築家屋を早期発見する。 課内他 G との情報共有及び連携を図る。また、他課の情報を活用する。 非課税家屋等の現況を確認し適宜対応する。 課内及び G 内研修等行い、G 員の力量アップを図る。	未達成	・GIS の航空写真を活用した調査を想定していたが、H3O 年度の写真と H31 年度の写真で撮影業者が異なり精度の差が大きく、効果的な抽出ができなかった。抽出できた滅失家屋は市内全域分で処理を完了した。 非課税家屋の現況把握のため他課との情報共有について、療養休暇の長期化と育児休暇の延長による2名の欠員分の通常業務を優先的にフォローせざるを得なくなり取り組みができなかった。 ・航空写真については次年度は前年度と同業者による撮影になるので精度の向上に期待したい。また、評価替え年度のため評価業務が年度後半にずれるため前半で航空写真の確認業務を担当業務として定着させたい。 他課との連携については担当者を明確にし年度前半までに調整を進め年度内に定型化したい。
企画財 務部 資産税 課	3	59	償却資産に係る課税 客体の掘り起こしと 適正課税の実施	税務署資料調査の実施により、未申告者及び申告漏れとなっている課税客体の掘り起こし件数を350件以上とする。不申告となっている者に対して、調査による課税を20件実施する。	・5月~12月にかけて那覇税務署に臨場し、課税資料の閲覧及び複写を実施、その後内容精査の上申告勧奨を実施する。 ・前年度より引き続き申告勧奨しているが末申告の者に対し、調査課税を実施する。 ・新築共同住宅所有者への効率的な申告勧奨の手法を検討し、実施する。	達成	・税務署調査から未申告者 774 件、共同住宅調査から未申告者 328 件を掘り起こし、税務署調査から52 件、共同住宅調査から16 件の課税を行った。・未申告者を捕捉すると同時に、既申告者が正しく申告しているか確認するため、簡易調査・実地調査を実施する。
企画財 務部 資産税 課	4	59	事業所税に係る新規 事業所の掘り起こし と適正課税の実施	未申告事業所に係る把握・調査を対象事業所30件を目標として実施し、10件の課税申告につながるよう目指す。	家屋課税データや償却資産データ、 市民税データ等を活用し、既存事業所 からも事業所税対象の掘り起こしを 図る。 適正課税の実施のために、非課税基 準等の整備を行う。	未達成	・末申告事業所 10 件に対し申告勧奨し、6 件の課税申告、2 件は免税点未満、1 件は申告待ち、1 件が課税決定検討中。 動奨分以外に新設事業所による新規申告が数件あり、その内容確認に時間がかかり目標達成できなかった。 ・新設事業所にかかる申告件数も見込んで達成水準を設定する。
企画財 務部 資産税 課	5	59	納税通知書返戻処理 の強化と死亡者課税 の適正化	差し戻し(返戻)となった納税通知書のうち、送付先が特定できず、課税を保留する件数を 100 件以下に抑える。	差し戻し(返戻)の原因を確認し、 納税者の新住所、所在について、親族 等への電話調査、土地家屋の現地調 査、戸籍謄本や住民票による調査、相 続人調査を行い、新たな送付先を把握 し、送達を行う。	達成	・死亡者課税を長期化させないよう、死亡した所有者の相続人調査を早期に行い、適正課税への円滑な推進を行なった。 毎月の死亡者リストを元に、所有者の相続人調査を早期に着手するようにし、相続人代表者届書を提出してもらうことにより適正課税推進指導を行い返戻件数を減らした。特定できない主なものは上記が主であり、今回、約70件の保留となった。 ・現施策が功を奏していることから、現状を継続して行う。

企画財務部 資産税課	6	56	課内や部内研修、及び県主催の研修に参加し技術力のアップを図る	資産税課業務について 概ね理解し、現状と課題を認識する。 担当業務に当たって は、9月までに対市民、 調査等に対して単独で 対応できるようにす る。	4月中旬までに新任異動者へ下記の研修を行う。 ・地方税と固定資産税について ・窓口業務、異動処理 ・土地の評価及び課税・家屋の評価及び課税 ・償却資産の評価及び課税・事業所税の課税 研修後は現場にて、ペア職員から技術の習得を教授	達成	・OJT で窓口職員の強化 ・4 月中旬までに新任異動者への課内研修を完了。6 月に資産評価システムセンター主催の固定資産税事 務研修会、7 月には部内研修、9 月には MIA 固定資 産実務研修が実施された。土地 G、家屋 G において はペア職員から現場実施にて技術を教授してもらい、 習得度を確認。 ・職員の評価技法の情報共有を図り、力量アップに繋 げるようにする。
企画財 務部 納税課	1	59	収納率の向上	平成31年度の全体収納率を98.0%以上、494億円(当初予算額)以上の市税収入を目指す。	平成31年度滞納整理執行計画を作成し、それに基づき進行管理対策を徹底する。	達成	・令和元年度は、全体収納率 98.3%、収入済額 502 億円余を達成した。 ・令和2年度の全体収納率を98.0%以上、500 億円(当初予算額)以上の市税収入を目指す。
企画財 務部 納税課	2	59	市税の賦課徴収の根拠となる市税条例等を常に適正な状態にする。	税法改正に合わせ、適 宜・適正に条例改正及 び規則の改正を行う。	税条例及び規則に関する法律等の改正の情報を早期に収集し、担当課と課題の有無を確認・検討・調整を行いながら条例等の改正を行う。	達成	・令和元年度の市税条例改正は概ね完了しており、突発的に発生した軽自動車税の減免にかかる市税条例の改正も、2月議会にて完了した。 ・税法改正に合わせ、適宜・適正に条例改正及び規則の改正を行う。
企画財 務部 納税課	3	59	移管分国民健康保険 税の滞納額圧縮	国民健康保険課より移管予告書を送付された国民健康保険税の調定額に対する収納率33%以上の確保と執行停止額1,600万円以上の滞納額圧縮を目指す。	国保資格喪失者等の滞納繰越分調定額の圧縮を行う。滞納整理執行計画を 策定し、滞納処分重視により徴収を実施と財産無しの滞納者の執行停止処 理促進をしていく。	達成	・令和元年度は、収納率 35.6%、執行停止額 1,666 万円余を達成した。 ・国民健康保険課より移管予告書を送付された国民健康保険税の調定額に対する収納率 34%以上の確保と執行停止額 1,600 万円以上の滞納額圧縮を目指す。
企画財 務部 納税課	4	56	徴収に関する職員研 修の充実・強化	徴収に関する高い知識を有する人材を育成するため納税課全体で年度末までに13種類以上の研修を受講させる。	研修計画書を作成し、職員の参加人数を記録する。	達成	・令和元年度は、15種類の研修を受講済みとなっている。 ・徴収に関する高い知識を有する人材を育成するため納税課全体で年度末までに13種類以上の研修メニューを受講できる機会を確保する。
企画財 務部 納税課	5	58	ペイジーロ座振替受付システムを利用した新規受付件数を年間100件以上を目指す。	平成32年3月までに ペイジーロ座振替受付 システムを利用した新 規受付件数を年間 100件以上を目指す。	ペイジーロ座振替受付実績表と広報 スケジュールを作成し、それに基づき 進行管理対策を徹底する。	達成	・令和元年度は、155 件の新規受付を行った。 ・口座振替開始者を年間 110 件以上目指す。
市民文化部市民生活安全課	1	58	犯罪のない安全安心 なまちづくり活動の 推進	市内で保安灯を維持管 理している団体に交付 される保安灯電気料補 助事業の申請団体数を 230 団体とする。	自治会定例会における説明をはじめ、 自治会等へのチラシの配布、市の広報 紙やホームページへの掲載、過去に補助を受けていた団体への申請の呼び かけ等を通じ事業の周知を図る	達成	・電気料補助申請 233 団体に補助金交付予定。 ・自治会定例会における案内のほか、市の広報紙やホームパージ への掲載等を通じ、事業の周知を図る。

市民文化市民生活安全課	2	58	交通事故防止運動の 推進	交通指導員が2名以上 配置されている小学校 区数を28校区とする。	学校長会、自治会定例会における活動 の説明をはじめ、自治会等へのチラシ の配布、市の広報紙やホームページへ の掲載、交通指導員一人一人の声掛け 等を通じ事業の周知を図る	達成	・交通指導員2名以上配置が30校区となった。 ・学校、自治会定例会における案内のほか、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。
市民文化市民会工	3	58	消費者教育の充実	①消費者教育に関する 講演・研修会の開催回 数を 16 回実施する。 ②消費生活センター斡 旋によって解決した案 件の割合 18.5%とす る。	国民生活センターへの研修派遣を計画的に進めるなど、消費者教育の推進を図りながら、相談体制の充実強化に努める。	達成	・①消費者教育に関する講演・研修会を22回開催した。 ・②斡旋によって解決した案件の割合18.4% 今年度の斡旋は、一つの契約で数社の事業者にまたがるケースが多かった。相談の傾向としては「未成年者契約の取り消し」等の相談が増えており、相談者への助言を繰り返し、自主交渉が多く成立した。これらは、センターの周知ができており、消費者教育の目的である消費者の自立支援の現れである。 ・取り組みを維持していくことで、消費者被害の未然・拡大防止を図る。
市民文化市民全活民全課	4	56	消費生活センターの 消費生活相談員体制 のあり方検討	県内外の消費生活センターの体制を調査、職員体制案(直営、委託等)を作成する。	5月中に「県内外の消費生活センターの体制調査」を開始する。 10月までに調査結果等から、体制案を作成する。	達成	・調査等の結果、委託についてのメリットを把握し、 消費生活相談業務委託(案)を作成し、実施計画にあ げることができた。しかし、委託料等について、検討 が必要との結果であった。 今後、直営での会計年度任用職員の制度も含めた体 制の課題を引き続き検討する。 ・委託の要件など、今後の課題について検討をする必 要性があることから、委託化については、次年度継続 する。
市民文化市民全活	5	56	特定個人情報に関す る監査、内部点検・ 研修等の実施	〇監査、内部点検については、二つを連動して年度内に実施する。 〇研修については、管理責任者研修を4月中に実施し、事務取扱者研修を、情報政策課と連携して年度内に実施する。	〇監査、内部点検については、7月頃から課内職員を監査員として養成し、 監査中期計画に沿って実施する。 〇研修については、情報システム(管理、運用、セキュリテイ)関連研修の 所管課である情報政策課と連携する。	達成	 研修、内部点検順調に実施した。 10月に監査を実施。課内職員を監査員としてあて、 監査の目線を合わせた。 12月までに統括責任者へ監査報告を行った。 継続実施。
市民文化ハイ市民課	1	58	【全体共通】さわや か窓口対応、市民満 足度93%以上の維 持	市民満足度の目標は、 前年度水準を維持する	[全体共通] ・アンケート調査により、市民満足度を測定する。 ・アンケート調査の時期や対面方式等も取り入れながら実施方法について工夫する。 ・総合窓口研修等を実施する。 ・支所窓口業務体験研修の実施	達成	・平成31年度(令和元年度) ハイサイ市民課市民満足度 94.9% 窓口対応の満足度は98.0% 三支所も目標の93%以上を維持することが出来 た。(真和志 首里 98.5% 小禄 97.3%)
市民文 化部	2	58	【本庁】マイナンバ ーカードの申請件数	・マイナンバーカード の申請件数	・市民及び職員への周知・広報活動の実施	達成	・マイナンバーカード(令和2年3月31日現在) 申請件数(累計) 61,605件

ハイサイ市民課			を上げる。	54,000件以上(累計)	・国やJ-LIS、先進都市等からの情報収集 ・関係部署との連携・調整 ・課内勉強会及び支所職員の研修等の 実施 ・市民・職員向けの申請補助の実施		交付件数(累計) 44,930 件 13.9% ・マイナンバーカードの取得促進のため窓口申請補助 や市職員等を対象に出張申請補助の実施及び申請時 来庁方式の導入を実施する
市民文化ハイ市民課	3	58	【本庁】小禄支所建 設整備事業	・今年度は実施設計に 向けて関係課と連携し 実施設計をとりまとめる。 ・事業認定の申請に向けて準備を進める。 ・R2年度の仮庁舎移転に向けて移転先事業者との賃貸借契約を締結する。	・関係課と委託事業者と連携し、実施設計策定に向けて調整会議を行う。 ・実施設計委託事業者及び関係課と連携し申請に向けた資料作成をする。 ・年度末までに移転先事業所との協議をすすめる。	達成	・事業認定説明会の実施(10/9) 14 人参加 ・地権者との調整 ・仮庁舎委託契約事務 9 割進み年度末までには契約 完了する。 ・令和2年度 仮庁舎への移転 解体工事
市民文化部のイントでは、	4	58	【本庁】沖縄県連合 戸籍・住民基本台帳 事務協議会事務局の 運営・実施	・総会・研修会の実施 (5月) ・役員会の計画・実施 (年3回) ・研修会の計画・実施 (年3回) ・市町村負担金に係る 事務	事務局として協議会の総会・研修の実施・研修会等の実施に向けて役員会に諮る・役員会及び研修会場の確保・関係市町村への通知・市町村負担金事務の適正実施	達成	・H31年度(令和元年度)の事業計画を滞りなく実施することが出来た。 研修会(8/2 11/29 2/7実施)、 役員会(5/10 7/19 2/7)、 法務局上級研修への推薦・派遣(12月)、 法務局管理者研修への派遣(12月)、 九連戸(8/8・9)、全連戸協議会総会・研修会(10/23・24)への参加・次年度の事務局への引継ぎ
市民文化ハイ市民課	5	56	【本庁】窓口等の民 間委託の検証継続	・仕様書記載のサービス水準(4項目)を達成しているか検証する。 ・審査返却率4%未満・市民満足度93%以上の維持 ・職員満足度70%以上 ・改善提案件数年間1 2件以上	・課内会議において検討する。・委託業者との定例会議における実績報告を月1回実施する。	達成	・定例会議 毎月実施 審査返却率 平均2.8%、最小2.1%~最大4.2% 市民満足度 本庁、三支所共に93%以上 職員満足度 89.1%、改善提案件数 19件 ・引き続き安定した市民サービスに努める。 市民満足度93%の維持。令和4年の再委託時までに、住基システム等入出力委託業務の在り方について検討する。
市民文化が大力では、大学では、大学のでは、まりには、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のいいは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	6	58	【本庁】戸籍届書の 適正処理	民法、戸籍法、戸籍届の関連法令等を理解し、戸籍届の受付・審査・入力処理が適正に迅速にできる人材を育成する。 (届書校合時の返却率を3%以下へ)	・戸籍六法、参考資料、戸籍システム等を活用する。 ・届書の各欄、戸籍の記載の法的根拠を示しながら市民サービスを行う。 ・OJT の方法により、情報を共有し、 疑問を解決していく。	達成	・届書校合時の返却率(2月末現在) 届出件数 16,773件、返却数 204件、返却率 1.2% OJTの方法等により、3年目以上の職員が確実に スキルアップしている。 ・戸籍事務においては、育成に時間がかかることから、 引き続き専門主査・専門主幹の職員配置を要望する。
市民文 化部	8	58	【本庁】新制度 年 金生活者支援給付金	年金生活者支援給付金及び産前産後免除申	・市民の友、ホームページ等を活用する。	達成	・年金生活者支援給付金 年金だより 7月号へ掲載

ハイサ イ市民 課			及び産前産後免除制 度についての周知	請について、広報を複数回にわたり行うことで市民に制度の内容を十分に周知する。	・チラシの配布を関係課へ依頼する。		市民の友 9・10・11・12 月号に掲載 産前・産後免除制度についての周知 年金だより 4・7 月号に掲載
市民文化部文化振興課	1	58	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る(地域文化芸能公演)	・提案型プロポーザル 方式により受注者を選 定し、多くの市民が芸 能文化に触れられる公 演を行う(地域文化芸 能公演) ・市民文化支援事業に おいては補助団体をH 30年度実績の6団体 以上とする。	・提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、魅力的な事業内容とするとともに、事前周知、広報等を徹底する等、多くの市民に芸能文化に触れる機会を提供できる工夫を行う・人材育成に関してはOJTを活用する。 ・各イベント等ではアンケートを取り、満足度を調査する。	達成	・地域文化芸能公演…予定通り公演終了した。 ・市民文化支援事業…最終の交付決定が5団体となった。 ・次年度は組踊に関するワークショップを開催し、組踊をより親しみやすくする。 ・市民文化支援事業においては補助団体の掘り起こし及び事業の必要性の検証次年度は組踊に関するワークショップを開催し、組踊をより親しみやすくする。 ・市民文化支援事業においては補助団体の掘り起こし及び事業の必要性の検証。
市民文化部文化振興課	2	56	市民会館の今後のあ り方の検討	企画財務部と連携を図り、今年度中に保存検討委員会から答申をもらう。	今後も色々な視点で議論を行い総合 的に判断するため、企画財務部と連携 を図り新真和志支所等建設に関する 検討委員会の情報を共有して検討。	達成	・第5回目の検討委員会を終えた後、答申内容について順調に委員長と調整できたことから、複数あった答申スケジュール案の中でも、早期予定としていた10月に答申を行うことができた。 ・今後は企画財務部とも調整しながら、条例の廃止や、関連する会館の残務整理をする。
市民文化部文化振興課	3	56	新文化振興基本計画 の策定	新たな文化振興基本計画を年度内に策定。	・仕様書を作成し、提案型プロポーザル方式により受注者を選定,前年度策定した骨子案を基に基本計画を策定する。 人材育成に関してはOJTを活用する	未達成	・庁内委員会において、各課担当者のヒアリング及び 確認が不十分であると指摘を受け、更なる内容充実を 図るため、また、当初予定していなかった、教育委員 会会議へ意見の聴取が必要となったことから、今年度 内の策定が出来ず、次年度へ事業を繰り越すこととなった。 ・文化行政審議会への諮問・答申を頂き、早い時期で の制定を目指す。
市民文化部文化振興課	4	58	新文化芸術発信拠点 施設(新市民会館) の建設推進	安全第一に建設を推 進。 進捗率約 30%を目標 とする。	周辺への情報を発信しながら、進捗管理に留意する。 週1回の全体の工程会議において情報を共有しながら、進捗管理に努める。	達成	・毎月末に、工種ごとの工程表を基に全体の進捗管理をしている。現在、3月に建築、電気、機械、照明工事等の既済部分検査を予定している。今年度の目標である進捗率30%は達成する見通しである。 ・安全第一に建設を推進し、みんなに喜ばれる施設を作る。
市民文化部文化振興課	5	58	パレット市民劇場及 び市民ギャラリーの 管理調整	パレット市民劇場及び 市民ギャラリーの指定 管理と情報を共有し、 今年度分の機能強化事 業を完了。	繰越予算の承認を得た。機能強化事業 を指定管理者側と調整をし、工事期間 を決定し今年度中に完了する。	達成	・施設の休館期間は令和2年2月末までとなっており、その期間内で工事を完了する見通しである。 ・今年度中で完了予定
市民文化部文化振興課	6	58	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る(うちなーぐち講座)	・提案型プロポーザル 方式により受注者を選 定し、多くの市民が芸 能文化に触れられる公	・提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、魅力的な事業内容にするため受注団体と綿密な調整を行うとともに、事前周知、広報等を徹底する - 25 -	達成	・講座受講生目標の30人を超えて滞りなく毎週講座が実施された。 成果公演も12月22日に開催した。 ・今年度は親子での参加も多かった。次年度も色々な

				演を行う(うちなーぐ ち講座)	等し、多くの市民に芸能文化に触れる機会を提供できる工夫を行う。 ・各イベント等ではアンケートを取り、満足度を調査する。 ・人材育成に関してはOJTを活用する。		年齢層の参加を目標とする調整を図る。
市民文化部、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	7	58	新拠点施設の設置条 例をはじめ関係例規 の整備	年度内に設置条例及び 関係法令の整備をす る。	施設の名称公募し、文化行政審議会に 諮問・答申をうけ議会の議決を得る。 他、関係法令をチェックし整備する。	未達成	・条例設置が次年度に持ち越すことから、半分程度達成の見込みである。設置条例は、その目的や事業において、文化芸術基本条例及び文化芸術基本計画との関連が大きいことから、これらの策定を見ながら整理し、次年度に持ち越す見通しとなっている。なは一と設置条例(令和2年6月定例会予定)文化芸術基本条例(令和2年度策定予定)条例設置が次年度に持ち越すことから、半分程度達成の見込みである。設置条例は、その目的や事業において、文化芸術基本条例及び文化芸術基本計画との関連が大きいことから、これらの策定を見ながら整理し、次年度に持ち越す見通しとなっている。なは一と設置条例(令和2年6月定例会予定)文化芸術基本条例(令和2年7月定例会)文化芸術基本計画(令和2年度策定予定)・法規調整を重ね早い時期での制定を目指す。
市民文化部文化財課	4	56	文化財に関する基礎研修	文化財課に新たに配属 された職員への文化財 に関する基礎研修を実施する。	(1) 文化財めぐり ・那覇、首里、真和志、小録に分けて実施 (2) 歴史博物館、壺屋焼物博物館の視察研修 (3) 玉陵、識名園の視察研修	達成	 ・那覇・首里の文化財及び歴史・壺屋博物館の視察を行った。 第1回 5月28日 11人参加第2回 8月30日 16人参加 ・研修終了後のアンケートの反映
市民文化部文化財課	5	58	市民満足度の向上 (那覇市立壺屋焼物 博物館)	来館者満足度 70%以上	アンケートを実施し、来館者の満足度を調査	達成	・来館者アンケートの結果、満足・やや満足の割合が 84%で目標を達成。 ・アンケート回収率を高める取り組みの検討
市化まく働課	1	58	校区まちづくり協議 会の全校区展開	・校区まちづくり協議 会または準備会を3校 区程度公募・選定を行 い、その設立支援を行 う。 ・当協議会の全校区展 開に向け、全庁連携の もと組織体制(案)を策 定する。	①校区まちづくり協議会及び準備会の公募 ②核となる市民・団体等の発掘及び協議会 設立の機運を高める仕組みづくりの構築 ③協議会または準備会の選定 ④校区まちづくり協議会カルテの有効活用(人材発掘等) ⑤那覇市協働によるまちづくり推進	達成	・協議会の設立については、当初計画を上回る4校区において協議会が設立された。全庁連携の組織体制については、支所機能の強化(首里支所をモデル)を提案したが不採用となった。さらに、加速度的に進む当該協議会の設立対応に全力を傾けざるを得なく、組織体制の在り方についての議論が充分にできなかったことなど、やむを得ない要因があった。・令和2年度も引き続き公募を行い、校区まちづくり協議会が設立されていない地域の核となる市民・団体等の発掘や機運を高める仕組作りを構築していく。ま

					協議会(協働大使)、協働大学院との連携した設立支援 ⑥協議会設立後における人的・財政的支援 ⑦関係部局との調整、「協働によるまちづくり推進部会(幹事会)」での承認を経て、全校区展開に向けた組織体制(案)を策定する。		た、当該協議会を設立するためには、地域の合意形成を図るために一定程度の期間が必要となることから、 合意形成を図る判断材料となる事業説明等を懇切丁 寧に行っていく。
市化まく働課 文 づ協進	10	56	課内研修、定例課内 会議、事業振返会議 の実施	4月 課内研修(対象)・受講希望職員) 4~3月 G会議(毎月2回:各G全職員) 4~3月 定例課主査級以上の明美工会 (毎月1回) 4~3月 業務振り返り会議(ら持っている)、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	①人事異動職員を対象に課内業務研修を開催し、当課の主要事業の概要や課題等の共通認識を図る。 ②毎月初めに課内会議を開催し、当月における重点業務や課題等の共通認識を図る。 ③G会議を開催し、課内会議で協議・決定した事項をG員に周知・共有を図る。 ③各種事業に係るイベントやWS等の終了後、振り返り会議を開催し、課題や改善点等の共有を図り次回に備える。	達成	・達成水準及び達成手段に記入した事項はすべて履行中であり、今後も予定通り実施していく。達成見込み。 ・継続して実施していく。
経済観 光部 商工農 水課	0	56	課題解決能力と意欲 を持ち、まちづくり に貢献する人材育成	部内研修会・勉強会の 実施	・異動職員等を対象に経済観光部部内 研修(5月)や、知識向上のための勉強 会を実施し、企画立案能力・課題解決 能力等の育成に努める。	達成	・異動職員等を対象に5月に部内研修を実施。また、4月に地域経済構造分析勉強会を開催し、課題解決能力等の向上に努めた。 ・配属初期に実施することで、自課の業務内容を把握するとともに、勉強会を通じ課題解決能力を高める観点から、引き続き実施する。
経済観 光部 商工農 水課	10	58	窓口サービスの向上	部内研修会の実施	異動職員等を対象に経済観光部部内 研修(5月)を実施し、横断的に部の業 務を把握することなどにより、窓ロサ ービス向上に努める。	達成	・異動職員等を対象にした部内研修を5月に実施。 部の業務を把握することで、窓口サービスにおける対応力の向上が図られた。 ・事業概要を早期に把握することで、市民応対等の向上につながることから、継続して実施する。
経済観 光部 なはま ち振興 課	1	58	第一牧志公設市場仮 設店舗の供用開始	仮設店舗での営業開始	仮設市場の建設を5月中に完了し、6月には市場事業者による内装や移 転作業を終え、7月より営業を開始する。	達成	・6月16日で旧市場での営業を終了し、7月1日 より仮説市場での営業を開始した。 ・新第一牧志公設市場の建設
経済観 光部 なはま ち振興 課	00	56	課題解決能力と意欲 を持ち、まちづくり に貢献する人材育成 の実施	部内研修会の実施	新規採用職員及び異動職員を対象に 経済観光部内研修を実施し、企画立案 能力・問題解決能力等の育成に努め る。	達成	・部内研修を実施した。・継続実施

経済観 光部 観光課	3	58	読売巨人軍春季那覇 キャンプ受入強化及 び 10 周年関連イベ ントの実施	○読売巨人軍春季那覇 キャンプの継続 ○10周年関連イベン トの実施	○4月 三軍交流戦実施7月 那覇デー実施8~1月 協力会会員募集2月 キャンプ実施○4~6月 10周年関連イベントについて球団と調整6~12月イベント実施(内容について球団了解の上決定)	達成	・4月三軍交流戦。7月那覇デー、2月キャンプは計画通り実施。協力会会員募集は球団との調整が遅れ12月より本格実施。 ・4月に球団と調整。その結果、ペナントレース中に3回にパブリックビューイング実施。12月に球団職員を派遣していただき野球&ダンス教室を開催。 ・春季キャンプの継続
経済観 光部 観光課	4	58	「めんそーれ観光振 興条例」に基づく迷 惑行為防止に関する 取り組みの強化	〇昨年度末に開催され た協議会での決定事項 の実施 ・推奨制度の導入 ・合同パトロールの強 化 ・店舗経営者への直接 指導 ・条例の罰則化の検討 ・道路管理者の取組強 化	○推奨制度推進への協力 那覇市国際通り商店街振興組合連合会が実施する推奨制度を周知するため、修学旅行に関する会議等でその取り組みについて周知する。 ○合同パトロールの実施年3回実施 ○店舗経営者への直接指導 100回以上指導を行った店舗について、経営者を調べ、文書による指導を行う。 ○条例の罰則化の検討他都市の状況等について情報収集を行い、協議会へ情報提供する。 ○道路管理者の取組強化道路管理者である南部土木事務所と、道路法による取締強化について調整を行う。	達成	・推奨制度の導入については、国際通り商店街連合会において同様の事業があるため、連合会の判断で実施見送り ・合同パトロールを2回実施(1回は雨天中止) ・経営会社を把握できた3店舗に対し指導文書を送付。 ・めんそーれ条例の罰則化の前に、道路法改正に伴う対応が可能ではないか、とのことで道路管理者である南部土木事務所と意見交換を実施。今後も継続して実施する予定。 ・迷惑行為を繰り返す店舗に対する対応として、道路管理者の所管する関連法規を適用した取り締まり強化について、調整を進める。
経済観 光部 観光課	10	56	課題解決能力と意欲 を持ち、まちづくり に貢献する人材育成 の実施	○新規採用職員及び異 動職員等を対象に経済 観光部内研修を実施 し、企画立案能力・課 題解決能力等の育成に 努める。	○5月 部内研修の実施。	達成	予定通り実施・配属初期時に実施することで、部内の大まかな事業概要について把握し、職員同士の交流にもつながるため、次年度以降も継続実施する。
環境部 環境政 策課	3	56	那覇市地球温暖化対 策実行計画(区域施 策編)の見直しに向 けた準備	・見直し方針(案)及 びスケジュールの策定 (5月) ・上位計画、他自治体 の実行計画の研究(7月) ・関連部署との調整(7月~2月) ・温対協幹事会からの 意見聴取(7月~2月) ・見直し案(素案)の 作成(3月)	・見直し案 (素案) は、内部関連部署、 温対協幹事会、環境保全対策会議 (幹 事会)などの意見等をふまえて作成す る。 ・上位計画及び他自治体事例の研究や 勉強会を実施する。	達成	 ・2月の温暖化対策協議会幹事会からの意見聴取。 3月に見直し案(素案)の作成。 R2当初予算に印刷製本費計上。 ・令和2年度に策定する。

環境部環境政策課	7	58	第2次環境基本計画 に示された「エコラ イフ」の実践呼びか けによる市民満足度 の向上	・温暖化対策啓発事業 (イベント等)の実施。 アンケート実施が可能 なイベントについて は、参加する市民にア ンケートを実施し、事 業内容に対する満足に列 が70%を上回ればとす で達成したものとする。 ・環境推進員(IJライフサポータ-)の委嘱(5月)	 温対協をはじめ、各種団体と連携してが啓発イベント等を実施する。 ・エコライフサポーターの活用。 ・エコライフサポーター委嘱式において、エコライフサポーター活動についての意見交換の場を設ける。 	達成	・識名小学校出前講座でアンケートを実施。満足度9 O. 24%を得ている。 ・学校を通しての子どもたちへの啓発活動は、高い満 足度が得られるとともに事業効果も高い、今後も継続 して実施していきたい。
環境部クリ推進課	1	58	資源化物収集運搬禁 止行為指導業務	市内の一般家庭から出されるアルミ缶、古紙等の資源化物の市への搬入量を前年度以上にする。 前年度(H3O)実績古紙 2,185,980kg 別に缶147,130kg	悪質な持ち去り者に対しては、指導・ 勧告を経て、過料処分等の処置を行 う。 早朝パトロールを実施し、効果的な指 導を行う。	達成	・一般家庭から排出される資源化物の搬入量 古紙 2,994,470kg、アルミ缶 174,470kg。 前年度の実績を上回っており、日々の早朝パトロール指導の成果があったものと考える。 ・抑止効果の高い早朝パトロールを継続し、浮浪者など就労・生活支援サポートなどを行う。
環境部クリーン推進課	2	58	那覇市資源化物拠点 回収事業	登録団体数 50 か所以 上を維持する。 また、団体から排出される資源化物の分別を 徹底する。	前年度は古紙買取価格の下落=奨励金の引き下げとなったが、登録団体は現状数を維持していく。また、収集時の分別指導により、ごみ減量及び資源化の推進を意識付けていく。	達成	今年度も資源化物買取価格の下落により奨励金額も 減額となったため、登録団体数は微減となったが、総 回収量は前年度を上回った。分別についても、各団体 とも良好になっており、資源化の意識も高まっている ものと思われる。
環境部 クリー ン推進 課	3	58	アシスト収集事業の充実	新規申込対象者における収集時の声掛け率 (ごみ無し時を含む)を70%以上にする。	アシスト収集における声掛けは、コミュニケーションの広がりや対象者の 状況変化の把握、安否確認にも有効である。 また、高齢者の見守り支援にも繋がる 本事業の声掛けを推奨するために、新 規申込時に関係者も含め分かりやす く説明していく。	達成	・令和元年度の新規申込者 121 件中 100 件で声掛けを実施。(声掛け率 82.6%) ・今後も利用者は増え続ける傾向にあるため、見守り支援も兼ねた声掛け利用を促していく。
環境部クリカ推進課	4	56	事故発生防止の徹底	・車両事故を減らすため、安全運転講習会や 実技研修を年2回以上 開催する。	①毎朝の朝礼、班ミーティングによる 安全確認 ②安全作業マニュアルの徹底 ③班長会議・主任主査会議等での情報 共有、協議及び周知 ④安全運転講習会、適正作業演習の開 催 ⑤要整備車両の迅速な整備	未達成	・R1.9 に与那原署による交通安全講習会を実施。 R2.2.26 に心肺蘇生講習会を実施する予定であったが、講習日当日に東部消防よりコロナウィルス感染予防のため対応できない旨連絡があったため、急遽取り止めとなった。 ・研修を通して安全意識を高め、さらに朝礼や班会議など各種会議で意思の統一を図っていく。

環境部 クリー ン推進 課	5	59	旧最終処分場浸出水 の下水道放流	旧最終処分場からの浸 出水の処理方法を河川 放流から下水道放流へ 変更する。	5月 調整池屋根設置工事完了 6月 下水道放流開始予定	達成	・R1.5 に工事完了。R1.6 より放流試運転を行い、R1.7 より本格放流開始済。 ・浸出水下水道放流の安定化をはかる。		
環境部クリーン推進課	6	58	不法投棄等陳情・要 請への即対応	市民の声を早急に対応 できるよう、陳情受付 から6日以内には現場 調整も含め陳情対応を 行う。	陳情受付と同時に受付システムへ登録を行い、グループ内で情報を共有する。 また、他の部署へ引き渡す必要がある案件や未処理案件を定期的にチェックして、迅速な処理対応を徹底する。	達成	・陳情(=相談)日より概ね3日以内には、現場確認を実施中。 ・関係部署との連携を深め、未処理案件についても迅速な処理を徹底する。		
環境部 クリー ン推進 課	7	56	収集業務体制の改善	既存の収集コースを見 直して、業務の効率化 を図る。(18 コース→ 15 コース)	アシスト収集実施要領の見直しや定期収集内容を再編することにより、1コース(台)当たりの持ち件数を拡大する。	達成	・収集現場内部での調整を重ねた結果、R1.10のコース再編実証実験を経て、R2.2より本格実施済。・コース再編後も確実・丁寧な収集を心掛けていく。		
環境部 環境保 全課	3	58	自然観察会や環境啓 発事業の継続	自然観察会や環境啓発 イベントに参加する市 民にアンケートを実施 し、市民の事業内容に 対する満足度が70% 以上であれば、目標を 達成したものとする。	 ・市主催事業(アンケート実施) ホタル観察会、湧水めぐり等 ・委託事業(アンケート実施) 環境啓発事業 ・共催事業 漫湖チュラカーギ作戦・国場川水あしび ・その他事業 外来生物の啓発活動・NPOとの連携による自然環境再生活動 	達成	・実施したホタル観察会、湧水めぐり及び新都心沖縄の杜観察会でのアンケートとの合計では85%となっており、目標の70%を超えている。 ・今後も各観察会等の内容を充実することで、那覇市内の身近にある自然等を市民に触れ合う機会作り関心を高めてゆく。		
環境部環境保全課	6	59	南納骨堂閉鎖に向けた取組み	南納骨堂使用壇1,380 壇のうち、100 壇の使 用壇返還(改葬・移動) を行う。	・使用期限の3ヶ月前に「更新のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促す。 ・使用期限の切れた焼骨を事務手続きを経て、随時、霊園内の仮保管場所へ移動する。	達成	・使用期限の3ヶ月前に「更新のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促した結果、192壇の返還申請があり、市民共同墓へ112壇、その他施設へ50壇、合計162壇改葬した(R2.1.6 現在)。・使用期限の切れた使用者に対し、「取扱基準」の事務手続きを経て、4件の不法占拠を防いだ仮保管場所へ移動(R2.1.6 現在)。・引き続き、使用期限前に「更新のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促す。また、使用期限の切れた焼骨を事務手続きを経て、随時、霊園内の仮保管場所へ移動する。		
環境部環境保全課	7	58	南納骨堂から市民共同墓への改葬の推進	南納骨堂使用返還壇の うち、80 壇を市民共同 墓へ改葬する。	・使用期限の3ヶ月前に「更新のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促す。	達成	・使用期限の3ヶ月前に「更新のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促した結果、192 壇の返還申請があり、市民共同墓へ112 壇、その他施設へ50 壇、合計162 壇改葬した(R2.1.6 現在)。・引き続き、使用期限前に「更新のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促す。		
環境部 環境保	8	56	担当業務に係る人材 育成	「大気環境研修」「水 環境研修」を受講した	環境省環境調査研修所が実施する 「大気環境研修」「水環境研修」に職	達成	・(大気・騒音 G) 環境省の実施する「大気環境研修」 へ職員を派遣し、9月には報告会を開催し、G 内の情		
	- 30 -								

全課				職員2名による研修報告会を持ち、研修の成果を課内で共有する。	員2名を派遣する。		報共有を図ることができた。 (水質保全G)環境省の実施する「水環境研修」へ職員を派遣後、報告会を開催し課内及びG内で情報共有を図ることができた。 ・今後も毎年環境省の主催する研修会へ職員を派遣することで知見の蓄積を図り、業務に反映させて行きたい。
環境部 廃棄物 対策課	6	56	環境調査研修所主催 「廃棄物・リサイク ル研修」の推進	「廃棄物・リサイクル 研修」及び「産業廃棄 物対策基礎研修」を受 講した職員2名による 研修報告会を持ち、研 修の成果を課内で共有 する。	環境省環境調査研修所が実施する「廃棄物・リサイクル研修」及び「産業廃棄物対策基礎研修」に職員2名を派遣する。	達成	・5月の「廃棄物・リサイクル基礎研修」に主事を1名、9月の「産業廃棄物対策基礎研修」に主査を1名派遣した。 帰庁後、復命書の供覧、及び報告会を通して研修の成果を課内で共有した。 ・次年度も主に転入者を対象に廃棄物・リサイクル研修が受講できるよう予算を計上している。
環境部 廃棄物 対策課	7	58	取っ手付きごみ袋の 他の規格への拡大	燃やすごみの指定ごみ 袋のうち、大及び小の 規格に取っ手付きごみ 袋を追加導入する。	7月 燃やすごみの指定ごみ袋の大 及び小に取って付きを追加するため、 法規調整・例規審議委員会付議、関連 補正予算要求等 9月 追加導入する規格の手数料を 設定する条例改正案を、9月定例会へ 上程 3月 追加導入する取っ手付きごみ 袋の販売開始	達成	・7月 廃棄物減量化条例改正案の法規調整・例審付議、関連補正予算要求等 9月 定例会で条例改正案を原案通り、可決 2月 市民の友 2 月号及び HP で取っ手付きごみ袋の大・小の導入を周知 3月 追加導入する取っ手付きごみ袋の販売開始・指定ごみ袋を販売している店舗には、大・小の取っ手付きごみ袋も取り扱って頂くよう協力を依頼する。
環境部 環境衛 生課	2	56	動物の愛護及び管理に関する業務の推進	大猫の収容数の減少 (対前年度比)平成 30 年度は犬 88 頭・猫 185 匹	①飼い主への返還及び譲渡事業の推進 ②イベント、広報誌等を活用した終生 飼養、繁殖制限措置、所有者明示など 適正飼養の普及啓発 ③引き取り指針に沿った引き取りの 実施	達成	・収容数は、犬が平成30年88頭、令和元年度88頭と同数で、猫が平成30年度185匹、令和元年度96匹と大きく減少しており、達成としている。 ・収容数は年々減少しており、これは市民の動物愛護思想の高まりであると分析している。さらに様々な場所での愛護思想の高まりに繋がる啓発事業に取り組みたい。
環境部 環境衛 生課	4	58	飼い主のいない猫の 不妊去勢手術実施事 業(TNR事業の実 施)	那覇市内に生息する飼い主のいない猫 130 匹を目標に不妊去勢手 術を実施元の生息場所 に戻す。	動物愛護団体等と事業実施方法について、事前に協議し事業の適正な進捗を図る。	達成	・令和元年度は、正職員獣医師の採用や、捕獲等を行政が協力することが出来る規定を設定し、市民との協働により、182 匹の猫に対し不妊矯正手術を実施し、目標値を上回った。次年度以降に関しては、犬猫の適正飼養の一環として実施方法の更なる改善等を図りながら、市民ニーズへの的確な対応を行う。
福祉部 福祉政 策課	1	56	民生委員児童委員の 定員確保	民生委員の充足率確保 を図るため下記のこと を行う。 1. 「那覇市民生委員 選任要領」について年 度内に見直しの検討を 行う。 2. 令和2年2月迄に シルバー人材センタ	1.「那覇市民生委員選任要領」の見 直し ①民児連事務局と連携し6月中に素 案を作成する。 ②素案を役員会、会長連絡会に諮る。 ③素案を7月開催予定の専門分科会 に諮る。 2.他団体への広報活動 ①5月中に広報活動を行う団体を選	達成	・1について 選任要領を見直し年齢要件を70歳から75歳へと引き上げた。 ・2について 校区まちづく協議会をはじめ、関係団体への広報活動を実施 市民のとも8月号1面に民生委員募集を掲載。 庁舎窓口に民生委員を募集する三角柱を設置し呼びかけをおこなった。

				一、協働大使等の他団体へ広報活動や市民の友、市役所窓口に募集を呼びかける広報を行う。	定する。 ②6月中に広報活動を行う団体と調整する。 ③調整できた団体へ広報活動を行う。 ④市窓口に民生委員の募集をする三角柱を置き、呼びかける。		・民事連と連携しながら、広報の在り方を工夫することで、欠員補充につなげていく。
福祉部 福祉政 策課	6	58	指導監査の実施	令和2年3月上旬迄に 162施設、51法人に 対し指導監査を実施す る。	①指導監査実施予定施設案の作成 ②4月下旬に指導監査連絡会議にて 指導監査施設決定 ③対象施設に対して監査実施の案内 を送付 ④7月より指導監査実施 ⑤7月下旬より当月実施した監査報 告をとりまとめて復命会を実施 ⑥10月より2班体制 ⑦令和2年2月指導監査終了	達成	・2月までに計画した法人、施設に対して指導監査をすべて終了した。 ・監査対象施設が増えてきていることを踏まえ、課内組織体制の整備の検討や、グループ内で2班体制を構築し、監査に対応できるよう、組織の在り方を検討していく必要がある。
福祉部 ちんがう はつきま	1	59	第1号被保険者保険 料の未収金対策	介護保険料について、 現年度分収納率 97.0%以上、滞納繰越 分収納率 14.5%以上 をそれぞれ確保する。	未収金対策として給付制限等による 納付喚起、効率的な電話・訪問督励、 口座振替の推進を行うと共に、非常勤 徴収職員を活用し納付の督励に取り 組む。	達成	・出納期間終了時の収納率で現年度分収納率 97.55%、滞納繰越分収納率 15.11%でともに達成 となった。達成理由としては、給付制限等が定着して くることでサービス利用者の滞納が減少しているこ とや徴収職員の頑張りによるものが起因していると 考えられる。 ・次年度はシステム強化もあり、差押えの実施なども 進めながら、徴収率アップを目指していく。
福祉部 ちんがん ゆう課	2	58	介護認定手続きの迅速化	介護申請において、迅速な介護サービスを必要としている新規申請と区分変更申請の法定期間内認定数を20.0%以上にする。	申請から認定結果が出るまでの過程 において、認定手続きが滞っている要 因を分析し、その対応策を検討する。 要介護認定手続きの見直しを行い、 「認定の有効期間の延長」及び「認定 審査会の簡素化」を引き続き行う。委 託先との連携を強化し、迅速な調査を 行う。	未達成	・新規申請の認定率 15.4%区分変更申請 16.4%となった。目標達成のため調査員2名の採用。調査員への1日3件調査の実施、新規・区分変更申請者の訪問調査の早期調査枠の増枠・主治医意見書の早期の提出の協力依頼文書の添付等対策を行ってきたが、昨年度と比較して、申請者数が約830人増加した影響が大きく未達成となった。申請者数が増えることに対する影響をもう少し考慮したうえで組織目標の達成水準を設定すべきであった。・申請件数を考慮した形で組織目標の達成水準を見直す。高齢化による介護申請件数の増加に備え、現行の組織体制や事務要領を精査し、見えてきた課題への改善に取組み、引き続き認定率の向上を目指す。
福祉部 ちゃし がんじ ゅう課	3	56	地域包括ケアシステ ムの構築	評価指数 1: 地域包括支援センター における地域ケア会議 開催数:144 回 評価指数 2: 市レベルにおける地域 ケア会議開催数:4 回	地域包括支援センター圏域における 個別事例のケア会議やケアマネジメント支援会議、日常生活圏域地域ケア 会議の充実に併せて、庁内における地域包括ケアシステム庁内推進会議の 充実・連携を図る。	未達成	・評価指標 1 目標回数 144 回に対し実績 138 回 (達成率 95.8%)※R2年3月27日時点 年度後半に新型コロナウイルスによる感染症が発 生、感染拡大防止のため法人判断等により会議自粛と なった包括があり、そのため目標到達には至らず。 ・評価指標 2

							目標回数 4 回に対し実績 5 回 1月7日、2月12日(特定健診課)、3月18日(特定健診課、国保課、国保後期高齢G、後期高齢者広域連合)1月14日生活支援部会、移送支援(都市計画課)、2月10日生活支援部会、見守り(福祉政策課、クリーン推進課、社協)。目標達成。・評価指標1引き続き、包括支援センターが年間計画をスムーズに進捗できるよう後方支援を継続する。・評価指標2開催時期が年度末に集中しないよう、計画的な会議開催について検討する必要がある。
福祉部 障がい 福祉課	2	58	障害福祉サービス及び児童通所支援の支給決定のスピーディー化(支援審査G)	障害福祉サービス及び 児童通所支援の新規申 請受付から支給決定ま でに要する期間につい て、2か月以内の決定 率を80%以上とする。	1 年10回程度勉強会を開催し申請から認定調査、審査会、支給決定までの事務効率化及び職員のスキルアップを図る。 2 障害福祉サービス等の実施については、計画相談支援事業所との連携が重要となることから、事務効率化や運用改善を随時検討していくため、計画相談支援事業所連絡会に年2回参加するなど情報収集に努める。	達成	・令和2年1月15日現在、2月以内で支給決定した割合が85.4%であった。 ・高い水準で目標を達成したことから、更なる市民の利便性の向上につなげるため、次年度は目標値を上方修正する。
福祉部障がい福祉課	4	58	日常生活用具支給手 続きの迅速化(給付 2G)	日常生活用具の申請受付から支給決定までに要する期間について、14日以内の決定率を85%以上とする。	1 支給決定マニュアルを順次整備 し、年度末までに完成する。 2 毎月1回の勉強会開催し、業務の 課題を共有しながら職員のスキルア ップをはかる。	達成	・12月末現在決定率96.3%で目標達成した。 目標を達成するため、マニュアルを整備し、さらに毎月1回の勉強会を開催し、業務の課題を共有、解決に向け取り組んだ。
福祉部 障がい 福祉課	5	56	障害者差別解消法の 職員向けの周知(基 幹相談支援G)	昨年度に引き続き、差別解消法や職員対応要領について職員への周知を行うため、今年度末までに1回以上実施する。	人事課と連携して管理職や主幹職等 研修内に盛り込む。	達成	・令和元年 11月 27日開催 新任主幹級研修(人事課主催)において、権利擁護を含む相談支援に携わる講師に『障がい者の権利擁護の推進について ~ 障がいを理由とする差別の解消 ~ 』との内容で講義を依頼し実施した。講義の際には「那覇市職員対応要領」と差別解消法に関するパンフレットを配付し、その周知に努めた。 ・障がい者の権利擁護啓蒙のため、引き続き庁内において多様な職階向けの研修を実施する。
福祉部保護管理課	1	59	(自立促進)被保護 者就労支援及び就労 準備支援事業の推進	①就労支援員の支援対象者の就職率:51%、定着率:70%。②訓練、セミナー等への参加者(実人数)が100人を超える。	①就労支援員が、ハローワークやグッジョブセンター及び庁内ハローワーク常設窓口等と連携し、被保護者の就労を支援する。 ②受託団体と連携し、アンケートや聞き取り等によりセミナー受講者のニーズを把握し、要望に沿った内容が反映されるよう、適宜・適切にセミナー	達成	・3月末現在で、就職率:65.7%、定着率:85.2%、セミナー等への参加者102人となっており、目標達成している。 ・就職率、定着率とも、達成水準を大きく上回っているところであるが、支援に繋がっていない被保護者を掘り起こし適正な支援に繋げるために就労支援員とCWの連携強化を図るなど、更なる事業の充実に努める。

					や訓練内容等の改善・見直しを行うことで、参加者の拡大・定着を図る。 ③支援に繋がっていない世帯に対し、 就労支援員と現業員が連携して就労 支援の促しを行う。		
福祉部保護管理課	2	58	(自立促進)生活困 窮者自立相談支援事 業の推進	国が設定する平成31 年度の年間新規相談受 付件数目安値619件 を超える。	①平成28年度に立ち上げた関係課25課との庁内連携会議を定期的に開催し、成功事例・困難事例等の報告や情報共有を通して、更なる生活困窮者の掘り起こし及び相談窓口への誘導を行う。また、民生委員や自治会、企業等に対する生活困窮者自立支援制度の周知・公報にも継続して取組む。 ②庁内連携推進会議担当者部会にて作成した連携シートや聞き取りシートを活用し、より丁寧かつ適切に生活困窮者を自立相談窓口に繋いでいく。	達成	・令和元年度の新規相談受付件数は 1,035 人となっており、厚生労働省が示す目安値(619 人)を超え、目標を達成している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化を踏まえつつ、相談支援等を持続するために適宜必要な措置を講じる。
福祉部保護管理課	3	59	(適正保護の実施) 医療扶助の適正実施 ○後発医薬品の使用 促進	後発医薬品の使用割合が、87.0%を超える。	①生活保護受給者との面会時などに、 後発医薬品の使用が原則であること について説明する。 ②後発医薬品の使用が原則であることについて、医療機関への一層の周知 を図る。	達成	・①平成30年10月から原則ジェネリックを使用することが法により決定された。本市においては、これまでもジェネリック使用率は高かった(昨年度は89.7%)が、今年度2月において93.6%と達成した。②医療機関へジェネリック使用について通知した。③本人希望でのジェネリック使用はできないことを対象受給者へ通知した。・2018年度までに後発医薬品の使用割合を80%とするため、後発医薬品の使用を原則化する旨の法改正が行われた。本市での使用割合は数年来高水準で目標を達成している。今後も継続して使用促進に取り組んで行く。
福祉部保護管理課	4	59	(適正保護の実施) 生活保護の不正受給 防止、訴訟等の適切 な対応	①不正受給の調査達成 率(調査実施件数/調査 依頼件数)100% ②悪質な不正を行った 者に対しては、告訴を 行う。	①適正保護推進員を配置し、担当ケースワーカーと連携しながら必要な調査を行い、生活保護の適正実施を推進する。 ②部長主宰の大診断会議に諮り、検討を行う。	達成	・2月末現在、調査達成率 100%となっており、目標達成している。また、大診断会議に諮り告訴事案と決定されたものについては、告訴準備に向け、警察所管課と相談を行っている。(1件)・調査結果を元に、適切な助言指導や処分が行われているか進捗確認を行う。
福祉部保護管理課	5	59	(返還金業務)返還 金徴収の実施	①現年度分の徴収率5 0% ②滞納繰越分の徴収率 3%	保護世帯への訪問調査や保護者との窓口面談等の際に、確実に返還するよう指導を継続して行うとともに、口座振替による納付を推進していく。 法第78条の徴収金については、法第78条の2に基づく保護費との相殺(別途送金)を進める。	未達成	・徴収率(決算)は、 現年度分徴収率:46.0% 過年度分徴収率:5.5% となっており、現年度分は未達成、過年度分は達成している。 今年度に1人増員されたことにより、これまで取り 組みが不十分であった課題(廃止世帯への返還金徴収

					相続人の調査を実施し、徴収強化を図る。		等)への対応が強化されたことにより、過年度分は目標達成となったが、現年度分については調定の時期が3月に集中したことにより未達成となった。 ・次年度は調定の時期も含め、更に返還金の収納強化に努めたい。
福祉部 保護管 理課	10	56	(職員育成)職員の 人材育成と組織体制 の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する(8回程度)。	事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・年間事業計画どおり、研修を実施しており、目標達成している。 (実施済み研修) システム操作研修、新任CW基礎研修、クレーム対応、 リスクマネジメント研修、交通安全、自己防衛研修、 保護課全体会議、自立支援制度研修、他法他施策研修、 新任CW実務者研修 ・受講生からのアンケート結果等をもとに、研修内容 や時期等について適宜見直し・改善を行い、必要に即 した研修を実施していく。
福祉部保護第一課	1	59	訪問活動の確実な実施	1 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2 全体の面談未実施 率 0.4%以下を目標と する。	訪問強化月を3ヶ月(8月、10月 及び1月)設定し、担当班長は、各 CWの訪問履行状況を班長会議で報 告し、計画に沿った訪問を推進する。 また各班長は目標設定までの進捗管 理を適切に行い、目標達成に努める。	未達成	・3月27日時点での訪問実施率は76.2%、面談未実施率も0.7%で、いずれも目標達成できなかった。未達成となった原因としては、今年度より訪問格付けを上げ、訪問計画数が増えたこと、療養者が出たこと等が挙げられる。計画通りの訪問活動の実施は、監査でも再三指摘されていることから、CWにその重要性を改めて認識させて、SVの協力を得ながら、年度末に向けて可能な限り訪問実施率を向上させて、目標達成ができるよう指導、支援を強化する。 ・訪問活動はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させると共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。また、ケースワーカーの訪問業務の効率化・適正化を図るため実施したアンケートを分析し、訪問活動が適正に行われるよう取り組んでいく。
福祉部保護第一課	3	58	生活保護法第 24 条 に定められた生活保 護開始期限の遵守	申請から決定通知ま での期間が 30 日を超 えない割合を 97%以 上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票 及び申請経過日数チェック表により 適切に進捗管理を行う。	達成	・3月27日時点で30日以内で開始決定している割合が99.0%で目標を達成した。 ・生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第一課	4	56	(職員育成) 職員 の人材育成と組織体 制の強化	① 新任CW研修、他 方施策研修により、C W業務に必要なスキル の習得を目指す。 ② クレーム対応研 修、交通安全研修等に より、適正で安全に業	年間の研修計画に基づき、確実に研修を実施する。また研修が必要であると判断された事柄については、随時研修を実施する。	達成	・年間の研修計画に基づき必要な研修を実施することができた、特に新規採用者及び移動者が、早期に業務内容が理解できるよう年度当初(4月~5月)に重点的に研修を行った。H29年度においては、随時行っていたクレーム対応研修、交通安全研修についても、当初から年間計画に組み込んで計画どおり研修を実施することができた。

				務を履行する心構えを 身につける。			・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現ざせるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部保護第一課	5	56	全職員カウンセリング実施	全ての職員について カウンセリングを実施 することにより、職員 の健康状態を保つと共 に、メンタルヘルス疾 患による休職を予防す る。	早い時期(5月から8月にかけて) にカウンセリングを実施し、職員に制 度について理解してもらい、不調を感 じた時にいつでも相談できる体制で あることを知ってもらい、メンタルへ ルス疾患を予防する。	達成	・早い時期(5月から8月にかけて)全職員のカウンセリングを実施することができた。・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行っていくが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにしていきたい。
福祉部第二課	1	59	訪問活動の確実な実施	1 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2 全体の面談未実施率0.4%以下を目標とする。	訪問強化月を3ヶ月(8月、10月 及び1月)設定し、担当班長は、各 CWの訪問履行状況を班長会議で報 告し、計画に沿った訪問を推進する。 また各班長は目標設定までの進捗管 理を適切に行い、目標達成に努める。	未達成	・3月27日時点での訪問実施率は67.4%で、面談末実施率も0.7%と未達成。訪問実施率が伸びない原因として、適正保護の観点から今年度途中で訪問格付けを見直し訪問計画数が増えたこと、困難ケースや多級理の増加等への対応に時間を要し、訪問活動への業務配分が適切に行えなかったこと等があげられる。計画にそった訪問活動の実施は生活保護行政の中核であり、県監査等においても適正実施の指摘を受けているところである。今後は、班長会議、班会議、朝礼等における訪問活動の等をとおして年度末に向け訪問実施率の向上を図り目標達成ができるように指導・支援を強化する。また、12月に全ケースワーカーを対象として多の活動の課題・問題等にる3ワーキングチームを編成することとしており、それらの活動をしているの活動の適正化へ向けた方策を検討・実施して訪問活動の適正化へ向けた方策を検討・実施していることを研修などをとおしてWに認識させるとともに、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。上記について、令和元年度に設置した3ワーキングチームの方策検討をとおして、具体的な取り組みを展開していく。
福祉部保護第二課	3	58	生活保護法第24条 に定められた生活保護開始期限の遵守	申請から決定通知ま での期間が 30 日を超 えない割合を 97%以 上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票 及び申請経過日数チェック表により 適切に進捗管理を行う。	達成	・3月27日時点で30日以内で開始決定している割合が99.0%で目標を達成した。 ・生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。

福祉部 保護第 二課	4	56	(職員育成) 職員 の人材育成と組織体 制の強化	① 新任CW研修、他 方施策研修により、C W業務に必要なスキル の習得を目指す。 ② クレーム対応研 修、交通安全研修等に より、適正で安全に業 務を履行する心構えを 身につける。	年間の研修計画に基づき、確実に研修を実施する。また研修が必要であると判断された事柄については、随時研修を実施する。	達成	・年間の研修計画に基づき必要な研修を実施することができた。特に新規採用者及び異動者が、早期に業務内容を理解できるよう年度当初(4月~5月)に重点的に研修を行った。H29年度においては、随時行っていたクレーム対応研修、交通安全研修についても、当初から年間計画に組み込んで計画とおり研修を実施することができた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現するために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施することを目標とする。また、処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第二課	5	56	全職員カウンセリング実施	全ての職員について カウンセリングを実施 することにより、職員 の健康状態を保つと共 に、メンタルヘルス疾 患による休職を予防す る。	早い時期(5月から8月にかけて) にカウンセリングを実施し、職員に制 度について理解してもらい、不調を感 じた時にいつでも相談できる体制で あることを知ってもらい、メンタルへ ルス疾患を予防する。	達成	・早い時期(5月から8月にかけて)全職員のカウンセリングを実施することができた。 ・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行っていくが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにしていきたい。
福祉部保護三課	1	59	訪問活動の確実な実施	1 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2 全体の面談未実施率 0.4%以下を目標とする。	訪問強化月を3ヶ月(8月、10月 及び1月)設定し、担当班長は、各 CWの訪問履行状況を班長会議で報 告し、計画に沿った訪問を推進する。 また各班長は目標設定までの進捗管 理を適切に行い、目標達成に努める。	未達成	・3月27日時点での訪問実施率は75.4%で、面談未実施率も0.7%で目標達成には相当厳しい状況となっている。訪問実施率が伸びない原因としては、今年度より訪問格付けを上げ、訪問計画数が増えたこと、療養者が出たこと等が挙げられる。計画通りの訪問活動の実施は、監査でも再三指摘されていることから、CWにその重要性を改めて認識させて、SVの協力を得ながら、年度末に向けて可能な限り訪問実施率を向上させて、目標達成ができるよう指導、支援を強化する。 ・訪問活動はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させると共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。また、ケースワーカーの訪問業務の効率化・適正化を図るため実施したアンケートを分析し、訪問活動が適正に行われるよう取り組んでいく。
福祉部保護第三課	3	58	生活保護法第24条 に定められた生活保護開始期限の遵守	申請から決定通知ま での期間が 30 日を超 えない割合を 97%以 上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票 及び申請経過日数チェック表により 適切に進捗管理を行う。	達成	・法第24条の遵守(30日以内でに開始決定)については、3月27日時点で99.0%で目標を達成した。 ・生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部	4	56	(職員育成) 職員	① 新任CW研修、他	年間の研修計画に基づき、確実に研	達成	・年間の研修計画に基づき必要な研修を実施すること

保護第 三課			の人材育成と組織体制の強化	方施策研修により、C W業務に必要なスキル の習得を目指す。 ② クレーム対応研 修、交通安全研修等に より、適正で安全に業 務を履行する心構えを 身につける。	修を実施する。また研修が必要である と判断された事柄については、随時研 修を実施する。		ができた、特に新規採用者及び移動者が、早期に業務内容が理解できるよう年度当初(4月~5月)に重点的に研修を行った。H29年度においては、随時行っていたクレーム対応研修、交通安全研修についても、当初から年間計画に組み込んで計画どおり研修を実施することができた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現ざせるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部保護第三課	5	56	全職員カウンセリング実施	全ての職員について カウンセリングを実施 することにより、職員 の健康状態を保つと共 に、メンタルヘルス疾 患による休職を予防す る。	早い時期(5月から8月にかけて) にカウンセリングを実施し、職員に制 度について理解してもらい、不調を感 じた時にいつでも相談できる体制で あることを知ってもらい、メンタルへ ルス疾患を予防する。	達成	・早い時期(5月から8月にかけて)全職員のカウンセリングを実施することができた。 ・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行っていくが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにしていきたい。
健康部国民健康保険課	Ø	56	職場研修・職場外研 修の推進	・新任者向けに職場内 研修を実施する。 ・職場外である国や県、 国保連合会、県都市国 保研究協議会、南部地 区国保協議会などが主 催する各種研修へ延べ 25名以上参加させる。	・新任職員研修は課への配属後速やかに実施する。 ・関係団体主催の研修においては、国保担当新任研修のほか、直接業務にかかわる資格・給付・賦課・徴収・レセプト点検・第三者求償・システムなど担当者向けの研修に参加し職員の資質向上を図る。	達成	・平成31年4月10日に国保課及び特定健診課新任職員(約30名)研修を実施した。更に、県や国保連合会などの関係機関の研修には、述べ40名以上の職員を研修に参加させ、資質向上を図った。 ・新任研修は引き続き実施する。その他の関係団体の研修も積極的に参加し、職員の資質向上を図る。
健康部国民健康保険課	4	59	国保税(現年度・滞納繰越分)の収納対 策の強化	国保税の2020年3月 末時点での現年度収納 率を88%以上確保し、 また、滞納繰越分収納 率については17%以 上を確保する。	・滞納者への早期接触・電話督励の着実な実施・差押等の滞納処分の強化・電話催告業務の民間企業への委託・未申告者への申告案内	達成	・国保税の 2020 年 3 月末時点収納率 現年度分 88.34%、滞納繰越分 17.76% ・引き続き滞納者への早期接触や電話督励、差押等の 滞納処分の強化を図り、歳入の確保に努める。
健康部 国民健康保険 課	5	59	後期高齢者医療保険 料(現年度・滞納繰 越分)の収納対策の 強化	後期高齢者医療保険料 の2020年3月末での 収納率を現年度分 97%、滞納繰越分 55%以上を確保する。	・電話督励、催告書送付等を通じて収納率の向上に努める ・悪質な滞納者については年金等の差 し押さえを実施する	達成	・後期高齢者医療保険料の 2020 年 3 月末時点収納率 現年度分 98.25%、滞納繰越分 62.01% ・引き続き滞納者への早期接触や電話督励などを行う とともに、体制を整備して滞納処分の強化を図る。
健康部 国民健康保険課	6	59	国保税率改定の検討	2020 年度以降の保険 税率の改定等につい て、沖縄県が示す標準 保険税率を確認すると ともに保険給付費や公 費などを総合的に判断	・県から示される標準保険税率を確認・沖縄県主催の連携会議へ参加・九州都市国保協議会からの情報の入手・県都市国保研究協議会での情報交換・県南部地区国保協議会での情報交換	達成	・令和2年度の事業費納付金及び標準保険税率(仮算定)を受け、税率改定検討のための資料を作成。二役、部長・副部長との協議により、税率の改定は行わない事を確認した。 ・毎年の事業費納付金及び標準保険税率を確認するとともに、保険給付費増加への対応や市民への影響、財

				し、税率改定検討のた めのデータを作成す る。			政状況等を総合的に勘案し、税率改定については、慎 重に協議していく。
健康部国民健康保険課	7	59	前期高齢者問題に対する継続した取り組みの実施	「前期高齢者問題」に 関しての国からの支援 金が決定した金額は 「未就学児への支援」 の8億円でしかない。 本県に限定した特別な 支援があるまでは要請 を継続する。	・県都市国保研究協議会として、県内の関係する6団体(県、県国保連合会、県市長会など)の代表者が、再度要請する事も含めて、県等と調整を行う。	達成	・令和元年8月及び12月に沖縄県、県市長会、県町村会、県市議会議長会、県町村議会議長会、沖縄県国保連合会の6団体の連名で財政支援の要請を実施。 ・特別調整交付金などで支援はあったものの、国保財政の改善には程遠いため、沖縄県等と連携して、引き続き要請を行う必要がある。
健康部国民健康保険課	8	58	ペイジーロ座振替受 付サービスの推進	毎月 50 件以上の新規登録者を確保する。	・国保加入者への口座振替勧奨の徹底 ・市民への周知強化	達成	・ペイジーによる口座振替の新規登録者数は、4月~3月の12ヶ月で932件、月平均は約78件となっている。期間中、11月は48件、2月は38件と目標の50件には届かなかったが、総合的に判断して目標は達成とした。 ・ペイジーの導入により、収納機会の拡大が図られ、収納率向上にも寄与する。引き続きペイジーによる口座振替勧奨を積極的に進め、口座振替率の向上に努める。
健康部健家	1	58	特定健診受診率向上 (受診者及び未受診 者対策)	特定健診受診率について、2月末現在で前年度同時期24.7%を上回ることを目標とする。 ※10月の法定報告値でも対前年度受診率を上回ることを受診でも対前年を受診者のリピーター率を70%以上とする。いずれも2月末現在。	・受診機会、受診環境の整備拡充、効果的な広報啓発活動 ・国保連合会と連携した治療中未受診者対策事業(トライアングル事業)定着に向けた医療機関訪問 ・65~74歳の前期高齢者への受診勧奨 老人福祉セルーや地域包括支援センターとの連携 ・事業所に雇用されている国保加入者の健診データ取り込み定着化に向けた関係機関調整と事業所訪問・リピーター率向上に向けて保健指導対象者への確実な受診勧奨を行う・AI通知の年度前半での発送(7~8月)	未達成	・特定健診の受診率及び受診者リピート率については、法定報告前の数値とはなるが、新型コロナウィルス感染症の拡大の影響により健診受診の自粛が広がったため、受診率が令和元年度36.4%、前年度38.5%となり、前年度比2.1%の減で目標未達成、特定受診者のリピート率については、令和元年度69.3%、前年度72.9%となり、前年度比3.6%の減で目標未達成となった。・新型コロナ感染症の影響を踏まえ、健診場所での感染症予防対策の徹底や各医療機関での個別健診の受診勧奨等、安全安心な健診機会を提供され、対象者の継続した健診受診ができるよう取り組みを行っていく。・国保連合会と連携した治療中未受診者対策事業(トライアングル事業)定着に向けた医療機関訪問、65~74歳の前期高齢者への受診勧奨、老人福祉セッターや地域包括支援センターとの連携、事業所に雇用されている国保加入者の健診データ取り込み定着化に向けた関係機関調整と事業所訪問、リピーター率向上に向けて保健指導対象者への確実な受診勧奨等については継続して取り組み、受診率向上を図っていく。
健康部 特定健 診課	6	56	研修会等への参加	職場内研修を実施する とともに、職場外である国や県、国保連合会、	・新任職員研修は課への配属後速やかに実施する。また、国保連合会主催の 6課長会議や関係団体による研修に	達成	・新任職員研修は課への配属後速やかに実施。また、 国保連合会主催の6課長会議や都市国保など他市町 村との研修において、受診率向上担当者や、保健指導

				南部地区国保協議会な どが主催する各種研修 へ参加する。	おいては、直接業務にかかわる受診率向上担当者や、保健指導担当者向けの研修に参加し職員の資質向上を図る。(年1回)・職場内においても、課内会議(毎月1回)、グループ会議の終了後に学習会(年3回程度)を実施。		担当者向けの研修に参加し職員の資質向上を図っている。 職場内においても、課内会議、グループ会議の終了後に学習会を実施。 ・積極的に研修会への参加や勉強会を実施し、職員の質の向上に努めていきたい。また、データ分析により、効果を数値化し、職員のモチベーションアップにも努めていきたい。
健康部 保健総 務課	4	59	厚生労働統計調査の 実施(国民生活基礎 調査)	調査員の確保 (16 地区)所要の期間内で適正 な調査を実施する。	・今年度は国民生活基礎調査が大規模調査となっており、調査員確保のため自治会等への協力依頼を実施する。 ・調査員と連携し、調査の進捗を確認しながら進める。	達成	・予定通り、調査を実施し、報告済み。 ・現行の取り組みを継続する。
健康部 保健総 務課	5	56	災害医療体制の整理 及び那覇市防災計画 の改正	・防災危機管理課が実施する那覇市地域防災計画改正に向け順次案をまとめる。	○保健所と防災危機管理課との連携会議の開催 ○県計画との整合性も図りながら、定例の地域防災計画改正に向け、順次案をまとめる。	達成	・防災危機管理課とは、適宜、担当者間での意見交換を行っている。 防災危機管理課が実施する那覇市地域防災計画改正と整合性を保ちつつ、現在ある保健所の運用指針をベースに見直しの検討が必要であり、保健所内の各課と連携し、作業を進めていく。 ・保健所内各課との定期的な調整を行い、那覇市地域防災計画との整合性を図る。
健康部健康増進課	1	58	女性特有のがん検診 受診の促進	子宮がん、乳がん検診 の受診率を前年度以上 に向上させる。(12月 末現在:子宮がん検診 22.7%、乳がん検診 23.5%)(3月末現在: 子宮がん検診 28.5%、 乳がん検診 26.1%)	1.保険者協議会等での協力依頼(各保険者の被扶養者への周知依頼) 2.コール・リコール事業による受診勧奨(未受診者へ個別通知を2回実施、わかりやすい通知を実施) 3.医療機関への周知依頼(かかりつけ医からの受診勧奨) 4.受診は年度後半に偏る傾向にあるため、早めに受診勧奨をでの協力を表	未達成	・令和元年度最終受診率:子宮がん検診 27.2%、乳がん検診 27.4%。乳がんのみ前年を上回り目標達成した。例年は年度末にかけて受診は増加するが、新型コロナウイルス感染症の影響で増加が抑えられた。・ナッジ理論を活用した通知で受診率を向上させたい。
健康部健康増進課	2	58	成人男性の風しん予 防接種事業(第5期) を実施	抗体検査の受診者数を 3,000 人以上	対象者への個別通知、ホームページや 広報誌等による周知・啓発を行う。	未達成	・この年代は風しんに対して関心が薄く、働き世代でもあるため、仕事を休んでまで受診しないと思われる。 ・職場検診や人間ドック等と同時受診するよう企業・商工会議所等へ働きかけ受診者数を増やしたい。
健康部健康増進課	4	58	学齢期等へのむし歯 予防対策の実施	歯磨きやフッ化物洗口 実施校を年度末までに 新規で 5 校行う	校長会への説明、実施見込みのある学校への説明及び実施支援。	未達成	・校長は効果については大方理解しているが、学校現場では忙しく時間がない、本当に安全か?等の理由で実施に二の足を踏んでいる状態。 学校現場で働き方改革を進めているなか、新たな業務に対して抵抗がある。 ・今年度、教職員への説明会を行った学校から、次のステップの保護者説明会を開催し、実施に向けて進めていきたい。
健康部	3	58	2歳児歯科健康診査	• 事業実施要綱、仕様	タイムスケジュールを作成し、計画	達成	・計画的に事業準備を行い、関係機関等の理解と協力

地域保健課			の実施	書等の作成及び事業説明会を5月末までに行い、7月から事業を実施する。(集団健診)年間36回予定・受診率35%(H24年度実績)以上を目指す。	的にスムーズに事業が開始、運営できるようにする。 ・市民の友やチラシ等により周知啓発に努め、健診受診率の向上を図る。 ・南部地区歯科医師会会員及び協力歯科医師等への事業説明会を行い、事業の理解と協力を得る。		を得て7月から事業を実施した。 ・周知啓発のため市民の友やホームページへ掲載し、保育所、地域子育て支援センター、つどいの広場へポスター掲示、チラシ配布依頼等を行った。 ・令和元年度実績 36回実施 対象者数3,012人 受診者数1,800人 受診率59.8% ・次年度も適切な歯みがき習慣、規則正しい食習慣とおやつの工夫、かかりつけ医での定期的なフッ素塗布などのむし歯予防に関する情報提供を継続して行う。
健康部地域保健課	5	56	保健師人材育成の推 進	那覇市保健活動の各分野における重点健康課題をまとめ、那覇市全体の保健師の適正配置及び体制整備に活用する。	・保健師人材育成検討会(主幹以上) 年4回開催。 ・保健師連携会議(主査以上)年3回 開催 ・保健師人材育成推進委員会(保健師 所管課長が参加)年1回開催	達成	・保健師人材育成検討会:①5/14、②7/16、③8/20、④R2.1/14 開催済。 ・保健師連携会議:①7/3、②10/16、開催済③R2.2/6 開催済 ・保健師人材育成推進委員会:7/23 開催済 ・那覇市保健活動の各分野における重点健康課題をまとめ、7/23 の保健師人材育成推進委員会時資料提示済。 ・那覇市の保健活動の各分野毎の重点健康課題を踏まえた保健活動展開のために、関係各課で共有する機会を設ける。
健康部 生活衛 生課	1	58	HACCP(自主衛生 管理)導入に向けた 事業の推進	・事業者向けアンケートの実施(500件/年) ・事業者向け講習会の 実施(6回/年) ・普及状況実態調査の 実施(150件/年) ・普及推進会議の開催 (2回/年)	事業実施実施に係る関係機関との委 託契約締結する	達成	・実施計画に基いた関係機関と連携し、目標を達成した。 (実績) 事業者向けアンケートの実施(785 件/年) 事業者向け講習会の実施(8 回/年) 普及状況実態調査の実施(150 件/年) 普及推進会議の開催(2 回/年) ・次年度も引き続き、実施計画に基づき、関係機関との連携し、市内食品等事業者に自主衛生管理を推進する
健康部 生活衛 生課	2	58	視指導目標の達成	監視指導の重要度ランク別目標監視の実施A:38件(標準監視回数2回以上/年)B:212件(リ1回以上/年)C:332件(リ1回以上/2年)D:2156件(リ1回収)を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	当該計画に基づき、A 及びBランクを 重点的に年間を通して効果的かつ効 率的に実施する	達成	 ・進捗管理を行い、監視目標件数を達成した。 (実績) A:38件(標準監視回数2回以上/年) B:218件(パ 1回以上/年) C:364件(パ 1回以上/2年) D:2586件(パ 1回/複数年) ・次年度も現状に即した食品衛生監視指導計画を策定し、当該計画に基づき実施する。
健康部 生活衛 生課	3	58	「那覇市食品衛生監 視指導計画」中の収 去検査目標の達成	食品175検体において、微生物及び理化学 検査を482項目につ	当該計画に基づき、年間を通して実施する	達成	・目標収去件数を達成。 (実績) 食品 187 検体、523 項目 ・現状に即した食品衛生監視指導計画を策定し、当該

				いて実施			計画に基づき実施する
健康部 生活衛 生課	4	56	食品収去検査におけ る業務管理体制の確 立	業務管理体制を確立 し、コンタミネーショ ン等の試験室内事故の 発生を年間 10 件以下 とする	・職員の検査技術の習得及び練度向上を図るため、県内外の研修会に出席する ・精度管理に係る実施検証を踏まえた GLP(試験検査業務の適正管理運用 基準)に基づき実施する	達成	・試験室内事故の発生は無く、外部精度管理による検査精度の結果も良好であった。・検査技術の維持向上を図るため、積極的に技術研修会等に参加する。
健康部生活衛生課	5	58	「那覇市生活衛生監 視指導計画」中の監 視指導目標の達成	生活衛生営業関係施設の業種別目標監視の実施 興行場:5件、旅館 業:100件、公衆浴場:20件、理容所:20件、 美容所:70件、クリーニング所:20件、水道施設他:40件、ビル管法関連:30件、住宅宿泊事業法関連:142件 総計:447件	当該計画に基づき、各営業施設の実態把握を踏まえ、年間を通して効果的かつ効率的に監視指導を実施する	達成	・計画的に実施しており、目標監視件数を達成した。 興行場:5件、旅館業:952件、公衆浴場:22件、理容所:20件、美容所:70件、クリーニング所:22件、水道施設他:55件、ビル管法関連:46件、住宅宿泊事業法関連:252件 総計:1444件 ・現状に即した生活衛生監視指導計画を策定し、当該計画に基づき実施する
こみ部ど策	1	58	就学前の教育・保育の量の確保 ①第2次子ども子育て支援事業計画の策定と計画に基準の調整 ②公立保育所のこども園等への移行 ③保育士確保に向けた取組の強化。	①3月末までに策定、不足地域の確認と公募の実施、地域の実制に応じた施設毎の利用調整定員、利用調整定員、利用調整定員、利力を対象の実施では、利力を対象の公社をできる。対策をはいる。対策をいる。如果といる。対策をいる。対策をいる。如果といる。	①委託事業者の進行管理を行うとともに、こども政策審議会への諮問答申、パブコメ等を経て策定。計画上の地域区分を整理し、不足地域を公募し、審議会部会での選定を行う。事業者の要望等を踏まえ、各施設毎に各担当が調整を行い、必要な場合柔軟に利用調整定員の事項変更を行う。②組合との協議、職員・市民への周知、議会での条例改正提案を経て、2020年4月にこども園等に移行する。③引き続き事業者団体、育成団体、マッチング団体等と意見交換を行いつつ事業の実施に努め、次年度以降の新規事業は部内関係課で協調し立案・予算要求を行う。	達成	・第二期こども子育て支援事業計画は予定どおりパブリックコメントを実施しており、公立保育所のこども 園移行も順調に推移している。保育士確保に向けた取り組みに若干の停滞が見られるが概ね達成できた。 ・停滞部分における対策を年度早期からスタートさせる。
こみ 部 ど 等 ま ま ま ま ま ま り こ 数	5	56	目標達成に向けた組織体制の確立 ①こどもみらい部における人員不足に対する考え方の整理 (臨時・非常勤等) ②組織定員のあり方の検討	①安定的な人員確保の 検討 ②配置提案と要求	①慢性的に人員が不足している臨時・非常勤について、確保策を人事課と協議するとともに、新たな職の設置の検討や確保手法を検討する。 ②部内調整及び関係団体との意見聴取等必要な手続きを経て、組織定数要求及び実施計画の要求を行う。要求が認められたものは実施する。	達成	・臨時非常勤については会計年度職員の確保など最低限対応ができた。人員要求について、要求した人員は査定されなかったが引き続き問題点の共有が図れている。 ・引き続き取り組みを進める。

こどらい お お さい こ み らい ま い ま い ま ら ら い り こ り り り り り り り り り り り り り り り り り	1	58	21-1 就学前の教育・保育の量の確保 ①支援事業計画に基づく利用定員等の調整	認可園の利用調整定員 を園と調整の上、全園 に設定するとともに、 年度中途の利用調整定 員の相談に対応する	令和2年度からの第2期子ども子育 て支援計画に基づき、「那覇市利用定 員及び利用調整定員の設定等に関す る要綱」を活用し、令和2年度の4 月入所に間に合うよう9月を目途に 保育士数や園児数を基に各施設との 利用定員の調整を完了する。	達成	・計画どおり、4月入所に向けて、必要な園については8~9月に利用定員の調整を完了し、この結果を反映して募集案内パンフレットに掲載し、11月~市民向け配布、11月には小学校付設認定こども園及び発達支援保育希望者の入所受付を、12月~1月にかけて保育所等の入所受付を実実施した。しかしながら、地域ごとに細やかな利用実施にあたり、本市の課題である保育士不足が影響し、利用調整が困難な状況にある。 ・各保育施設より令和2年4月の保育士配置状況予定を取り寄せ、併せて各クラスの保育室面積とを照らし合わせる共に「第2期子ども子育て支援計画」に基づき利用定員の調整を図る。
こみ部 どらいこみ課	2	58	21-1 就学前の教育・保育の量の確保②就学前教育・保育 無償化への円滑な対応 (認可外保育施設等を利用する子どもの支給認定の速やかな実施)	10月1日からの幼児教育無償化を円滑に実施するため、・施設への説明会や市民向けの広報(市民の友8月号)への折り込みチラシを配布する。・現物給付システムを構築・質還払い窓口対応強会等を実施・無償化分の交付金請求	・制度を周知広報するため、施設への 説明会(6月開催)や市民向けの広報 (市民の友8月号)への折り込みチ ラシを配布する。 ・施設を利用する保護者の利便性及び みらい課での償還払い等の窓口事務 を軽減させる現物給付システムを構築 ・償還払いへの窓口対応の手順を検討 し、マニュアルを整備する。 ・無償化分の給付スキームを構築し、 施設側へ通知する。 ・国・県への無償化分の交付金等の請 求のための資料を作成し、請求を行 う。	達成	・6月~7月にかけて施設への説明会の実施。8月の広報なは市民の友への折込チラシ配布。8~9月に無償化対象施設からの確認申請の受理・審査・公示(掲示板・HP)を行う。 ・モバイル認定情報通知システム「わらびんCHARIN」10月稼働し、現物給付のシステムを構築。・償還払い用の窓口を設置。業務委託にて稼働。マニュアル等の整備を行う。・無償化の給付スキームを施設側へ通知。・無償化分の交付金等の申請(10月)・次年度にむけ無償化対象施設へ確認監査等の体制づくり。 ・モバイル認定情報通知システム「わらびんCHARIN」の登録者の増。・償還払い用窓口の委託継続。・無償化給付事務の簡素化
こども から 部 どい こ み ま い こ み い こ ろ い こ ろ い れ り に り い り い り い り い り い り い り に り い り り り り	3	58	21-1 就学前の教育・保育の量の確保 ④保育士確保に向けた取組の強化。 (保育士等に限定した広域利用の受入れの実施)	・2020年3月31日までに那覇市独自の潜在保育士確保事業等を活用し、50名程度を市内認可保育所等への再就職を確保する。 ・確認監査の一環として、集団指導を年3回以上行う。	・潜在保育士(市民)・施設等への事業概要の周知徹底する。 ・保育士確保に向けた当課事業について、集団指導を行う・処遇改善等加算について、集団指導を行う。 ・施設型給付費について、集団指導を行う。	達成	・2020年3月31日までに那覇市独自の潜在保育 土確保事業等を活用し、48名を市内認可保育所等へ の再就職を確保した。 ・確認監査の一環として、集団指導を今年度中に3回実施。 ・アンケートで、潜在保育士事業の市民に対する周知 が弱かったことが判明した。次年度は改善したい。 ・処遇改善等加算ついて加算分が給料に反映されている実感がないと指摘があった。より丁寧に制度の周知 に努める。
こどらい お さいこ さい こ み らい こ み らい こ り い り い り り り り り り り り り り り り り り	4	56	21-4切れ目のない支援のために様々な機能の確立①子育て世代包括支援センターの機能の	①出張子育て相談を子育て支援拠点18か所で行い、アウトリーチの体制を整備することにより、地域の子育て	・子育て支援拠点事業所18か所での 出張年間計画を立て、地域での子育て 相談の状況を把握し関係機関との連 携を行う。 ・LINE 相談は試行(R元年6月~7	達成	・子育て支援拠点事業所での出張相談は年間計画を立て順調に行っている。出張を行うことにより、顔が見える関係性を築くことができ、事業所からの気になる世帯の相談を受けることもあり連携が取れたと感じた。LINE 相談では登録者も徐々に増え、気軽に相談

			拡充 ②SNS(LINE)を活 用した相談を実施す る。	世帯への相談機能を拡充し、関係機関との連携を強化する。 ①-2 通話機能がないスマホを所持している若年保護者へ相談間口を広げるためSNS(LINE)を活用した相談業務の実施検証を行う。	月)を経て、件数、相談内容等の効果 を検証を行う。		できるという点においては利用者から好評であった。また DV の相談を受け、関係機関と連盟をとりあい素早い対応ができた。 ・令和2年度は、次年度はつどいの広場に絞って出張相談を行い、その他健診会場での出張も視野に入れて計画を立てたい。 LINE 相談は継続実施を行い、若年妊産婦等が理用できるような体制を整えたい。
こども みら 子 育 援課	1	58	児童扶養手当等手当 支給の円滑実施	①児童扶養手当・支払 回数変更への対応、手 当支給,実施(年間5回 支払) ②未婚の児童扶養手当 受給者に対する臨時・ 特別給付金支給事業の 確実な実施(通年)	①予算確保、システム改修、市民向け制度周知、児童扶養手当・現況届処理、業務の流れの共有、手当支給②新規事業化(補正予算対応)、システム改修、市民向け制度周知、児童扶養手当・現況届に併せての処理(申請受付、審査、認定)、交付金支給、国補助金申請手続き	達成	・①について、ほぼ当初想定の手順、スケジュールどおり実施した。 ②について、市民向けの交付金支給手続きはスケジュールどおり実施した。国の補助金申請手続きにおいて、当初示されたスケジュールに若干の遅れはあるものの、年度末の実績報告、補助金受け入れについても滞りなく行った。 ・ひとり親家庭への経済的な支援として法律に基づき、適正かつ確実に実施する。
こども みら で で を が 子 施 援 課	2	58	ひとり親支援の充実 及び整理	①母子寡婦等福祉資金 貸付事業・新規件数の 前年度比で増加(通年) ②指定管理業務の整理 及び見直し、次期指定 管理料の実施計画要求 (10月)	①高等学校等への事業周知、運用確認、執行管理 ②事業実施状況の把握、予算の執行管理、課題整理及び関係団体等との調整 (通年)	未達成	・①について、修学資金に特化したチラシを高等学校や小中学校へ送付し、ライン等 SNS を活用するなど事業周知を行った。また給付型奨学資金の担当課と勉強会を開催し、お互いに必要な情報提供を行うなど連携を図っているが、新規増という目標は未達成となっている。要因としては、日本学生支援機構(国)による無利子貸与枠の拡充、給付型奨学金の開始や大学の減免制度等、国、県や民間等支援制度が充実してきていることが考えられる。 ※新規件数:平成30年度・45件→令和元年度・44件・②について、ほぼ当初想定のスケジュールどおり実施した。・支援が必要な人に支援が届くよう、関係機関との連携、制度周知の充実、相談窓口機能の充実を図っていきたい。
こども みらい子 育 て 援課	3	58	医療費助成の充実及 び整理	①こども医療費等・マイナンバー独自利用への手続き実施(個人情報保護委員会への届出) ②母子父子等医療費・制度変更への対応(10月) ③こども医療費・現物	①条例等規程の整備、国委員会への届出(※令和2年6月連携開始を目途としているため、システム利用手続き及び市民向け制度周知は令和2年度想定) ②システム改修、市民向け周知、医療費・現況届処理、受給資格者証送付③実施状況の把握、分析、シュミレーション作成及び庁内関係部署との調整	達成	・①について、当初令和2年6月の情報連携開始をめ ざし作業を進めていたが、条例等庁内調整に時間を要 し議会上程が遅れた。そのため、マイナンバーの情報 連携は、当初スケジュールを変更して令和2年10月 の開始予定となる。 ・②について、ほぼ当初想定の手順、スケジュールど おり実施した。 ・③について、当初想定の手順、スケジュールで状況 分析を行い、対象年齢の拡充等に関するシュミレーション案を

				給付導入後の状況分析 (2月)			作成した。なお、令和2年度予算への反映等は無かったため庁内関係課部署との予算調整等は行っていない。 ・通常業務と並行しながら、次年度以降も対象年齢の拡充等課題事項への対応が想定される。 業務遂行に必要な人員等確保しつつ、今後も情報収集、県や他市町村及び関係機関との連係を図りながら、医療費助成事業の充実を図りたい。
こ ど ら ら い 子 応 援 課	4	56	要支援世帯への支援の充実	①育児支援家庭訪問事業の訪問延べ件数の前年度比増(通年) ②子育て世代包括支援センター、学校などのこども関連施設等への説明会、研修会を昨年度同等に開催(通年)	①② ・子育て世代包括支援センター関連3課の連携会議を継続実施(定期)・校長会等を通じた説明、研修等実施・職員のスキルアップのため児童相談所等関係機関への研修派遣	未達成	①について、育児支援家庭訪問事業の要望は毎年増加傾向にあるが、今年度末から訪問員に体調不良者がでるなどで対応の遅れが生じ、市非常勤職員で訪問等実施したものの目標は未達成となった。 ※訪問延べ件数:平成30年度2,752件→令和元年度2,747件・②について、年度当初に校長会に参加し、業務説明、グループワーク等おこなった。またこども園の研修会への講師派遣や支援者向けの講演会を開催するなどして、事業啓発、支援の質の向上に努めた。 ※件数:平成30年度16件→令和元年度18件(R2年2月末時点)
こみ部ど育課	1	56	保育の質の確保向上 に係る支援・指導(訪 問支援、確認監査等) の充実	①開所 1~2 年の保育 施設9 閣では 1 4 実	①開所 1 年目は年 3 回、2 年目は年 2 回の訪問支援を実施する。 ②実施計画書を 5 月までに策定し、6 月より専門職員による確認監査を実施する。 ・昨年度の指導監査指摘事項をふまえた集合指導を年間 3 回実施する・74 施設(こども園:20 保育所:34 地域型:20)の実地指導を実施する。 ③自己評価・保護者アンケートの考察・対応策についての研修の実施し、質の向上を図る。	達成	・①計画通りに移行支援、訪問指導を実施できた。 ・②確認監査については、5月末日には実地計画書を 策定し、4地区に専門職員を2名ずつ配置し1月下旬で74施設の確認監査を終える。集合指導は、6月・ 11月に実施した。最終回は3月4日実施の通知済みで目標の3回は達成する。 ・③学力推進事業のふくぎジンプナープラン自己評価及び保護者アンケートの評価を平均し評価3.1を達成した。 ・学力向上推進事業については、総合的に向上へつながったが、生活リズムについては次年度から保育所から認定こども園へ移行するフルセット型のこども園も実施するので、研修会やト連絡協議会等を通して理解、周知すると共に保護者との連携を深め、ジンプナープラン様式を活用して生活リズムの確立を図る。
ことの 部 と で で で で で で の で で な で で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま	2	56	認可外保育施設への 支援・指導(立入、 巡回による支援)	指導監督基準達成施設 (証明園) 75%以上 (通年)	①認可外保育施設立入指導班による 適切な指導監督の実施と研修実施に よる支援・指導の実施 ②こどもみらい課の認可外保育施設 に対する補助事業の実施と連携し、保 育環境の充実を図る	達成	・認可外保育施設 箇所全ての立ち入りを実施した。 保育士不足等の社会的背景が影響して、指導監督基準 を達成できない施設が増えてきているが、75%以上 の施設は達成することができる見通しである。(年度 内に) ・保育料無償化の対象施設となったことによる「保育 の質の確保」が課題となっている。そのため、次年度 より施設への指導監査を実施することになる。人的配

							置が必要である。
こみ部ど育課	6	58	こども発達支援セン ターの地域支援事業 の拡充	地域支援事業(巡回相 談・児童施設訪問支援) を充実させ、訪問延べ 件数を対前年度比5% 増を目指す	専門職(臨床心理士)を増員及び前年 度育成を行った療育支援員の活動を 本格実施し、対応を広げるようにす る。	達成	・地域支援事業(巡回相談・児童施設支援)において、 昨年度の対応人数それぞれ484人、323人に対し、 今年度は556人(14%増)、338人(11%増)を 計上し、目標の5%を上回っている。また、前年度に なかった心理士の増員(週2日)と昨年育成した療 育支援員の稼働により、増加傾向の発達の気になる児 への対応に功を奏していると考える。 ・①非常勤臨床心理士の採用の充実(週3~4日の勤 務)を図る。 ・②地域支援の日程の組み方を検討し、保護者や園と の調整により2月までの支援を要する児への対応を 充実させる
都市みらい部 都市計画課	1	58	地域の特性を活かし 魅力が高められたま ちをつくる (都市計画マスター プランの改定)	H31 年度中に計画を 策定する。	庁内検討委員会や関連部署との意見 交換を行いながら計画を策定し、都市 計画審議会への諮問、議会への付議等 の手続きを進める。	達成	・庁内外の検討委員会や関連部署などとの意見交換を行いながら、年度内に市議会での議決を得て計画を策定した。 ・市民や事業者への情報提供等に努めるとともに、関連部署とも連携し、本市の目指すまちづくりの目標や地域の将来像の共有を図る。
都市みらい部 都市計画課	2	59	地域の特性を活かし 魅力が高められたま ちをつくる (立地適正化計画の 作成)	H31 年度中に計画を 策定する。	庁内検討委員会や関連部署との意見 交換を行いながら計画を策定する。	達成	・庁内外の検討委員会や関連部署などとの意見交換を行いながら、年度内に計画を策定した。 ・市民や事業者への情報提供等に努めるとともに、関連部署とも連携し、基本方針である「歩いて暮らせるまちへの転換」、「都市力の強化・魅力向上」の共有を図る。
都市み らい部 都市計 画課	6	58	地域の特性を活かし 魅力が高められたま ちをつくる (真和志線沿道の用 途地域変更)	当該道路の沿道用途地域の都市計画変更を告示する。	都市計画変更原案を作成し、住民説明会、案の縦覧、都市計画審議会への諮問等の法定手続きを進める。	達成	・都市計画変更の法定手続きを進め、年度内に告示した。 ・沿道の地権者等への情報提供等に努めるとともに、 道路建設課や建築指導課等の関係課とも連携し地区 のまちづくりの推進を図る。
都市み らい部 都市計 画課	9	58	景観形成地域における助成金の交付	景観形成地域の建築物 等について、景観形成 基準の審査を行い、助 成金交付要綱に従い執 行する。	景観形成地域において助成金の交付 申請のあった建築物等の9割以上を 景観形成基準に適合するよう指導を 行う。	達成	・助成金交付要綱に従い6件(4,472千円)に助成金を交付した。 ・交付申請のあった建築物については、景観形成基準に適合するよう調整した。 ・引き続き景観形成基準に沿った指導・調整を行うことで景観形成地域内の景観向上を図る。
都市みらい部 都市計 画課	12	56	各課業務報告会の取 りまとめ	都市みらい部各課の今年度の業務内容について、都市みらい部各課職員による事業報告を実施する(5課、計5回)。	都市計画課、道路建設課、道路管理課、 花とみどり課、公園管理課の5課の 今年度に行う業務を担当課職員から 他課の職員に分かりやすく紹介する ため創意工夫を凝らした案内を実施 する。そのための開催時期の検討や案 内、会場の確保について総括課として 支援する。	達成	・都市みらい部5課の協力を得て、2月時点において5課の業務報告会が終了した。 ・職員のスキルアップを図るため、次年度も引き続き、 業務報告会を実施していく。

都市みらい部 道路建設課	12	56	用地補償業務の研修	物件補償の算定方法、 土地評価の方法、交渉 のノウハウ等をテーマ に年2回の研修を実施 する。	補償の基礎的な知識を習得させるため課内研修を実施することによりスキルアップをはかる。	達成	・物件補償の算定方法、土地評価の方法、交渉のノウハウ等をテーマに年2回の研修を実施した。 ・引き続き補償の基礎的な知識習得に努める。
都市みらい部 道路建設課	13	58	用地補償業務の効果 的な推進	物件補償費算定や土地 評価等において課題と なっている事項につい て、調査研究し、対応 について課内マニュア ルを作成し、全担当職 員が容易に活用できる ようシステム化する。	沖縄県用地課や沖縄地区用地対策連絡会などの関係機関と連絡調整し、補償基準等で明確にされていない移転補償の課題について、市の方針や基準を定めシステム化する。	達成	・件補償費算定や土地評価等において課題となっている事項について、適宜、調査研究し、課内マニュアルの作成及び改訂を行い、全担当職員が容易に活用できるようシステム化した。 今回新たに、「異種材料における統計値の型枠補正」・「非木造の廃材量のうち捨てコンクリート」の算定方法及び、「土間コンクリートの解釈」、「基礎杭の追加補償」について内部規定を定めた。・引き続き沖縄県用地課や沖縄地区用地対策連絡会などの関係機関と連絡調整し、補償基準等で明確にされていない移転補償の課題について、市の方針や基準を定めシステム化する。
都市み らい部 道路管 理課	6	56	課内業務報告会及び 派遣研修報告会の開 催	職員個々の業務について、1人年1回グループ長会議にて報告会を実施する。 派遣研修への参加者は課内報告会を実施する。	毎週グループ長会議にて、各G持ち回りで職員担当業務や抱えている課題等の報告を行う。また、派遣研修(県外)へ参加した者は、すみやかに課内での報告会を実施し情報共有する。	達成	・3 月末までに各G職員の業務報告を実施した。 県外研修報告については、10 月に3人、11 月に1人の研修報告会を行った。 ・引き続き、次年度も今年度同様に実施して行く。
都市みらい部 道路管理課	7	59	法定外公共物の条例 制定及び道路占用許 可等に関する那覇市 手数料条例の改正	令和 1 年度に那覇市法 定外公共物条例の制定 及び道路占用許可等に 関する那覇市手数料条 例の改正を行い、どち らも令和2年4月1日 から施行する。	那覇市法定外公共物条例の制定及び 道路占用許可に関する那覇市手数料 条例の改正、どちらも年度内で例規 審、庁議、議会を経て、周知期間を行ったうえで令和2年4月1日から施 行する。	未達成	・法定外公共物条例の制定については、関係課及び法規との調整を終えたが、関連規則の制定も併せて行いたいため、次年度以降に制定する。手数料条例改正については中核市のアンケート結果を基に改正予定であったが、国の占用料改正に伴い、市の占用料改正を優先し、手数料条例改正は、占用料条例改正後に行うこととした。 ・那覇市占用料条例の改正については、令和3年度に施行することとし、法定外公共物条例及び手数料条例改正については、令和4年度に施行する。
都市み らい部 道路管 理課	8	57	スマートフォン等を 活用した市民サービ スの向上	スマートフォン等を利 用した市民向け通報サービスについては、30年度導入したションでは、1年では、10年には、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年では、10年には、10年	スマートフォン等を利用した市民向け通報サービスの本格運用に向けて、情報政策課と密に調整を行う。	達成	・市民向けの投稿入力フォーム(案)がシステム制作側(情報政策課)より示され、WEB上から投稿(通報)を実際に行い利便性や不具合などの確認作業を実施した。また、並行して、課題整理や運用に向けての要綱(利用に関する規約)、課内マニュアル、市民向け操作マニュアルの作成を行った。 ・令和元年度の課題等を踏まえ、令和2年度内に本格運用を実施する。

都市み らい部 花とみ どり課	1	58	計画的な公園・緑地 整備の推進(沖縄振 興公共投資交付金の 執行率の向上)	整備工事及び用地・補 償業務の執行率(契約 ベース)を90%以上と する。	執行会議を適宜開催し、実施状況の課題等の早期検討・改善を図るなど、執行体制を強化する。	達成	・執行会議を適宜開催し、執行率(契約ベース)で約99%を達成した。 ・沖縄振興公共投資交付金において、予算要望と比較して厳しい査定が続いており、より効果的・効率的な事業進捗を図る必要がある。
都市み らい部 花とみ どり課	5	56	工事現場等の安全管理の向上	安全管理・点検等の徹 底により災害・事故を ゼロにする。	工事安全パトロールチェックリスト を活用したパトロール及び対策会議 を定期的に実施する。	達成	・チェックリストを活用して工事安全パトロールを実施するなど、適宜、工事現場の安全管理について指導を行い、今年度の災害・事故ゼロを達成した。 ・今年度同様にチェックリストを活用し、災害・事故ゼロを目標に取り組む。
都市み らい部 花とみ どり課	6	58	新都心公園(沖縄の 杜)の整備促進	新都心公園(沖縄の杜) 園路等工事を年度内に 完成させ、3月末まで に供用開始を行う。	工事進捗や現場管理の徹底を図り、年度内完成、供用開始を行う。 H32.2月:工事完成 H32.3月:供用開始	達成	・工事進捗や現場管理の徹底を図り、年度内の工事完成、3月末時の供用開始を行った。 ・計画通りに事業を実施し、新都心公園「沖縄の杜」 4.91ha の供用開始を行った。
都市み らい部 花とみ どり課	9	56	研修等の課内報告会や職場内研修の推進	研修等の課内報告会を 年2回、職場内外研修 等の参加人数を延べ年 間40人程度を目標と する。	全庁掲示板等に掲載されている研修 の朝会等での照会や業務で必要と思 われる職員への研修参加を促す。	達成	・業務で必要と思われる職員への研修参加を促し、職場内研修と合わせて延べ 174 人が参加し、目標を達成した。 ・年度ごとに計画的に研修参加を促していく必要がある。
都市み らい部 公園管 理課	3	56	協働によるまちづく りの推進	公園の市民及び企業ボランティアを2団体と の締結を行う。	愛護会、自治会及び企業ボランティア の活動状況の紹介など啓発活動を行 いボランティアへの加入を働きかけ る。	達成	・愛護会を132団体から138団体に増やした(6 団体増)。 ・引き続き、愛護会、自治会、企業ボランティアを増 やすよう努める。
都市みらい部 公園管 理課	4	56	民間活力を活かした公園活性化	公園の民間参入を図る ため、公募要件の整理 を行う。	サウンディング調査の結果を踏まえ、 事業対象公園、公園ごとの方向性など の整理を行う。	達成	・公園管理課が管理している172公園の公園活性化事業スケジュールを作成した。 ・そのうち、識名公園は具体に作業を開始している。 漫湖公園は調査業務を実施するため、令和2年4月 に国庫補助の公募申請準備作業を行った。 ・識名公園を引き続き推進する。 ・漫湖公園は計画策定業務の補助を受け推進してい く。 ・他の公園について、目出しできるように努める。
都市みらい部 公園管 理課	5	58	公園駐車場の適切な 管理	・駐車場有料化実施公園において、適正な料金の再設定を行う(新都心公園・漫湖公園)・駐車場有料化が可能と思われる公園(漫湖公園鏡原側等)を抽出する。	・駐車場業者や関係部署と調整を行い、駐車場の適正料金を再設定する。 ・駐車場有料化の可能性のある公園について、公園利用者にアンケート等を実施する。	達成	・新都心公園は、適正料金を再設定し、料金変更を実施した(令和元年5月) ・漫湖公園(古波蔵側)は、適正料金を再設定した。 年度内の実施に向け管理者と調整を行った。 ・漫湖公園鏡原側において、年度内に公園利用者に対しアンケート等を実施した。 ・大石公園の駐車場有料化に向け、事業者と継続的に調整を行っていく。
都市み らい部 公園管	6	56	職員の育成と組織づくり	職場内研修を2回実施する。	課内業務の連携が更に図られ業務量 軽減に繋がるよう、新任職員を中心に 上半期に課内研修を実施する。	達成	・令和2年1月に「利用のID登録等」と2月に「ISO」 の職場内研修を実施した。 ・繁忙期に向け課員の協力体制等を構築するための課

理課							内研修を実施する。又、庁内外の各種研修へ参加し職 員力の向上に努める。
ま ち は 部 ま ち な 割 ま ち な れ ま ち な れ ま ち な れ ま も な に ま も な に も れ ま れ も れ ま れ も れ ま れ に ま れ ま に ま も に ま も に ま も に ま も に ま も に ま も に ま も に ま も に ま も に ま も に ま も に も に も も に も も に ま も に る に る る に る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	1	59	農連市場地区防災街 区整備事業の促進	農連市場地区の事業組合(施行者)に対する補助金の諸手続き等を 適正に行い、建築工事が完了するよう支援する。	事業組合(施行者)と月2回以上の会議を開催し、事業計画及び事業執行状況の把握、補助金の諸手続き等を適正に行うなど、事業の促進を図る。	達成	・事業組合への補助金手続き等を適正に行い、理事会、 工程会議等の会議に出席し、建築工事の完了を確認した。 ・引き続き事業組合(施行者)と密に調整し、補助金の 諸手続き等を適正に行い、価額確定業務の実施等、事 業の促進を図る。
まちな み お ま ちなみ 整備課	3	59	真嘉比古島第二土地 区画整理事業の清算 業務	真嘉比古島第二地区の 清算金徴収を行う。 歳入予算における清算 徴収金の徴収 70%以 上を目指す。	清算金徴収者に対して、土地区画整理 事業の清算金について、内容等の周知 を図り十分に納付指導を行なう。	達成	・訪問及び電話による納付指導を行った。歳入予算の清算徴収金に対し71%を徴収した。 ・清算徴収金について、引き続き内容等の周知を図り 十分に納付指導を行なう。
ま ち 共 部 ち を 備 課	6	56	職員の人材育成と組 織づくりを進める。	職員の業務遂行能力の 向上を図る。	課内における各グループの役割や職務分担について、課内の勉強会を行う。また、部内職員に向けた業務報告会を開催する。 庁内及び県内外の研修等を受講し、その内容について報告会を行い、業務に関連した知識の情報を共有する。	達成	・各グループの業務内容などについての課内勉強会を 4月に開催した(19名参加)。また、部内職員を対象に業務報告会を5月に開催した。(約40名参加)。 7・8月開催の市町村アカデミー研修を2名が受講、 資料を課内職員に供覧し知識を共有した。 ・引き続き、課内勉強会や各種研修を受講することで、 職員の業務遂行能力の向上を図る。
まちなみ共創部 建築工事課	4	58	事業執行率の向上	年度当初に予定している市営住宅建替及び各依頼事業の執行率(契約ベース)を年度末で100%にする。	・執行会議を定例で開催して、発注及び進捗状況を把握し、早期の発注を図る。 ・関係部署と綿密な連携により工程管理を行う。	未達成	・工事:22件中20件契約済み 2件は入札不調により令和2年度再度入札を行う。 ・委託:23件中23件契約済み ・令和2年度に予定している市営住宅建替及び各依頼 事業の執行率(契約ベース)を年度末で100%にする。
まちな み共創 部 建 築工事 課	5	56	技術職員の育成	調査員又は現場監督員 として経験(3年以内) が浅い職員に各種研修 等を受講させ技術職員 として必要な技術を習 得させる。	・日々の業務を通しての技術指導・技術研修等への参加・優れた建築物等の視察	達成	・22の講習、研修会を多くの職員が受講した。主な講習、研修会として、工事監督実施要領にかかる説明会、公共建築工事・改修工事講習会、公共工事と会計検査講習会、建設工事の安全対策研修会、公共建築工事の積算講習会等である。 ・経験の浅い職員に研修等を受講させる。
まちな み共創 部 市 営住宅 課	1	58	市営住宅の計画的建 替え推進	市営住宅建替事業において、今年度は大名A棟を完成させる。	建築工事課との連携を図り、補助金交付申請や債務負担行為、国庫請求など適正な事務処理を行う。	達成	・大名市営住宅 A 棟 (88 戸) について、順調に工事を行い 12 月に完成した。 ・令和 2 年度は石嶺 6 期(141 戸)、宇栄原 5 期 (104 戸)の本体工事、大名 4 期の解体工事を行う。
まちな み共創 部 営住宅 課	2	59	家賃の徴収強化	家賃徴収率 98.8% 以上	指定管理者、債権回収会社との連携を 密に行い、滞納への早期対応、保証人 請求の強化を図る。	達成	・現年度家賃徴収率は99.2%(令和2年5月末決算)。 ・指定管理者、債権回収会社との連携を強化し、収納 率の維持に努める。
まちな	3	59	市営住宅周辺地域の	石嶺市営住宅活用用地	石嶺市営住宅活用用地の処分等の方	達成	・8月に公募を開始し、11月8日に実施した入札の

み共創 部 市 営住宅 課			活性化と建替え資金の確保	(3 期分②) の処分を行う。	針に基づき、3期分②を公募する。		結果に基づき、12月に契約締結、土地引渡しを行った。 ・引き続き活用用地の処分に向けた検討を進める。
まちは、おおります。または、おおります。または、おおります。または、おおいます。または、おおいます。または、おおいます。または、おおいます。または、おおいます。または、おおいます。または、おおいます。	4	58	農連市場地区防災街 区整備事業地区内に おける多子世帯向け 市営住宅の整備	農連防災街区整備事業 地区に多子世帯向け市 営住宅 70 戸を整備す る。	・農連防災街区整備事業組合との参加組合員契約に基づき、市営住宅を買取りにより取得する。 ・多子世帯向け入居者の募集等、入居者決定に関する手続きを適正に実施する。	達成	・令和2年3月に取得。・入居者募集、入居者決定等を実施し、令和2年4月1日より入居。
まみ部営課	5	59	予防保全的な視点に 立つ修繕の拡充	市営住宅ストックの適切な維持管理のため、 第3次那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づき計画的な改善を行い、長寿命化等を図る。	施設を使用しながらの工事となるため、入居者に対する周知や説明会を実施するなど事前調整を徹底し、適正な執行を図る。	達成	・汀良市営住宅外2件の改善予定案件については、 工事契約締結後に説明会等を実施して工事に着手した。これにより、第3次那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づく長寿命化等が図られた。 ・国費配分に応じて、次年度も引き続き長寿命化等を 推進する。
まちな創建導課	3	58	建築物等の耐震化の促進	・小学校区 18 校の主 要通学路について既存 塀の安全点検を実施す る。 ・点検が終了する 26 校の小学校区の点検結 果について各学校等へ 情報提供を行う。	・職員による既存塀の安全点検を実施する。 ・既存塀の点検の結果について各学校等に情報提供を行い、情報の共有化を図る。 ・補助制度を活用して耐震診断義務化建築物の耐震化の促進を図る。 ・本市 HP や広報紙等をとおして、県が実施する耐震簡易診断派遣事業の周知を図る。	達成	・主な通学路沿いのブロック塀等の調査については、 目標の18校中15校が完了おり今年度中には目標達 成見込み。 ・危険個所等の情報提供については、目標の26校中 19校が終了しており今年度中には目標達成見込み。 ・全小学校区36校のうち、未調査の6校について 調査を実施する。
まちなりおります。おおります。おおります。おいます。おいます。また。これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、	6	58	 狭あい道路の整備促 進	2項道路後退表示板設 置板を年度内に 75 件 交付する。	・狭あい道路沿いに建築する建築物全てについて事前協議を行う。 ・助成金制度を活用して事業の促進を 図る。	達成	・1月時点で、2項道路後退表示板設置板を75件交付済みである。・引き続き、狭あい道路の整備促進を図る。
まな創建り	7	56	職員の職務遂行能力の向上	全職員1回以上指定研 修を受講する。	・課内全職員は、今年度の研修計画書を作成し、指定研修を受講する。 ・指定研修を受講した職員は、研修報告等を行い知識の共有を図る。 ・未受講者へ建築物及び宅地危険度判定講習の受講を促す。	達成	・全職員について、指定研修の受講を終えた。また、研修等に関する報告で一定の知識共有が図られた。 ・建築構造に関する勉強会を定期的に実施した。 ・受講した研修について、課内での知識共有について、効果的な方法を検討する必要がある。 ・業務繁忙な職員についても研修機会が均等になるよう一層の配慮が必要である。
まちな み 部 技 術総務 課	1	56	職員の技術向上発表会の開催	那覇市建設技術向上発 表会を開催し、優秀論 文を表彰する。	関係各課からの推薦や技術職員の参加希望を募り、発表案件を取りまとめ、発表会を開催する。	達成	・技術向上発表会を 10月 25 日に開催し、研究発表 10件、研修報告 2 件を披露し、審査委員会の審査に 基づき、最優秀賞及び優秀賞の3名を表彰した。 (発表会聴講者130名) ・今後も意欲的に業務推進が行えるよう職員の育成を

ĺ	İ						継続していきたい。
まちな み 部 総務 課	2	56	職員対象の各種研修会の開催	職員の技術向上を推進するため勉強会等を開催する。また、新たに建設技術に詳しい外部講師による研修会を開催する。	経験年数が少ない技術職員を支援する勉強会の開催や国・県等が行う研修会への職員参加を支援する。また、関係組織が主催する講習会などを連携・支援する。外部講師による研修会開催のために委託業務を発注する。	達成	・監督実施要領講習会(5月9日、47名参加)、若 手技術者工事監督勉強会(5月24日、17名参加) の開催、専門会社の職員によるCAD操作説明会(7 月18日、10名参加)及び積算講習会(7月30日、7名参加)、電子納品研修(6月25日、21名参加) の開催のほか、労働安全衛生法規則改正に伴う外部講師による足場安全講習会(11月7日、31名参加)を開催した。 ・建設現場で基本となる安全対策等も含め、多種多様な幅広い勉強会や講習会を企画・継続していきたい。
まちな 割 対	3	58	那覇市優秀建設工事表彰	那覇市優秀建設工事表 彰要綱に基づき、優秀 な工事を施工した建設 業者を表彰し、パネル 展示を行う。	要綱に基づく表彰の対象案件を、関係 各課へ推薦書の提出を依頼する。提出 された案件の現場及びその推薦内容 などの確認や調整を行ったうえで、表 彰に該当するか選考委員会に諮る。	達成	・7月3日に那覇市優秀建設工事表彰選考委員会を開催し、事業課からの推薦工事をもとに、14件の建設工事(土木3件、建築3件、機械4件、電気3件、造園1件)を優秀建設工事として選定し32社を表彰した。(7月26日に表彰式開催)また、8月5日から9日まで優秀工事を紹介するためのパネル展示を1階ロビーにて行った。・建設業者の意欲を高めることで、技術力アップに繋げ、建設工事の質的向上を図りたい。
まち共 技 総務 課	4	56	建設工事における技 術の蓄積・向上(設 計変更ガイドライン の普及)	設計変更の取扱いについての受発注者間の共通の目安となる「那覇市工事請負契約における設計変更及び工事ー次中止ガイドライン(案)」の周知を図り、必要に応じて改正する。	・H29年度作成したガイドライン (案)を受注者へ周知のためにHPで 公開する。また、検査実施時に現場意 見を聞き取る。 ・現場監督する職員へ説明会などを開 く。 ・運用を図りながら受発注者意見を取 りまとめ、必要に応じた修正について 技術検討委員会担当者会及び技術術 検討委員会に諮る。	達成	・設計変更ガイドライン(案)をHPで公開するとともに、沖縄県建設業協会那覇支部との意見交換会において周知を図った(10月18日開催)。 検査実施時に現場意見の聞き取り(工事14件にて聞き取り)を行った。 現場監督する職員へ説明会を開催した(11月11日開催、13名参加)。運用を図りながら受発注者の意見を取りまとめ、1月末に技術検討委員会担当者会及び技術検討委員会に報告した。 ・ガイドラインに則った設計変更がなされたか確認すると共にさらなる周知を図っていきたい。
まちな 計 技	1	58	地籍の明確化 (閲 覧・修正)	「港町・曙地区」及び 「寄宮地区」について、 年度内に地籍図案及び 地籍簿案の閲覧・修正 を行う。	 ・地籍調査費負担金交付要綱や関連法令、要領などに基づき、委託業務を発注する。 ・閲覧に係る通知、閲覧業務を行う。 ・誤り等の訂正申し出に適切に対応する。 	達成	・「港町・曙地区」 7月30日に委託業務契約し、12月4日から12月24日まで、成果の閲覧を実施し、誤り等については、訂正を行った。 ・「寄宮地区」 8月22日に委託業務契約し、2月7日から2月27日まで、成果の閲覧を実施し、誤り等については、訂正を行った。 ・「港町・曙地区」及び「寄宮地区」の地籍図及び地籍簿については、今後、県の認証を取得するとともに、法務局に成果図書を送付する予定である。
まちな み共創	2	58	地籍の明確化(一筆 地調査)	「港町(北)・曙地区」 について、一筆地調査	・地籍調査費負担金交付要綱や関連法令、要領などに基づき、委託業務を発	達成	【港町(北)・曙地区】 ・7月31日に委託業務契約し、9月5日に地域へ

部技術総務課				を行う。	注する。 ・事業説明会を行う。 ・計画工程に沿った工程管理を行い、 年度内に調査を完了する。		の事業説明会を開催、9月には、現地調査、10月から地権者との立会いを開始し、一筆地調査を行った。 ・今後は、確認された一筆地調査を基に測量を行い、 地籍図案及び地籍簿案を作成する予定である。
まちな 割	5	56	職員の業務遂行能力の向上	窓口業務を習得する。 ・住居表示に関する証明書発行 ・住居表示新規設定の受付及び交付 ・町界町名図の販売 ・地籍調査の成果等の関覧及び写しの交付	・OJTを実施する。 ・業務マニュアルに沿って業務を行う。 ・課題等について、情報の共有を図り、 改善を行う。	達成	・窓口業務でトラブル及び苦情はなかった。 ・地籍調査グループの職員が住居表示グループの業務を習得し、担当職員が不在でも窓口業務、電話対応を適切に行った。 住居表示に関する証明書発行住居表示新規設定の受付及び交付町界町名に関する問い合わせ ・引き続き、課内会議等で情報を共有するとともに、業務マニュアルの周知を図っていく。
会計管 理者 出納室	1	56	現金収納取扱検査要領の改正	10 月末までに現金収 納取扱検査要領を改正 する。	・担当者で、昨年度、検査を実施した際に課題に挙がった個所の改正案を作成する。 ・両G長を加え検討を重ねる。 ・10月末までに最終案を副部長会議に諮る。 ・10月末までに改正の決裁をえる。	達成	・昨年度の検査において課題となった事項等を確認・ 検討し、要領の改正案を作成した。 10月に要領を改正し、10月の副部長会議で報告した。 ・現金取扱検査を通して今年度改正した「現金取扱検査要領」を検証する。
会計管 理者 出納室	2	56	現金収納取扱検査の 実施	被検査課(6課~9課) を決定し検査を実施。 検査結果を市長(財政課)及び被検査課へ報告する。 また、全庁へも検査結果を周知する。(3月末までに)	・検査Gの結成 ・被検査課の選定 ・要領に基づき検査を実施(12月末 までに) ・市長(財政課)及び被検査課、全庁 へ結果報告(3月末までに)	達成	・3 チームの検査Gを結成し、9 課に対し、12 月末までに検査を実施した。 2 月に市長(財政課)及び被検査課、全庁へ結果を報告した。 ・3 年間の検査経験を踏まえ、より効率的な検査を実施する。 引き続き、全庁へも結果報告をすることにより、全庁的に現金取扱に関する意識向上に努める。
会計管 理者 出納室	3	56	効率的な出納事務の 遂行(職員のワーク ライフバランスの推 進)	・4月〜翌2月の時間 外在庁時間を月平均 30時間以内とする。	・出納Gと審査Gの在庁時間外の目標設定を行う。 ・定期的に時間外在庁時間の確認を行う。 ・担当業務の見直し・効率化を検討する。	達成	・各Gで毎月の目標時間を設定し、随時 見直しを行った。 毎月 個人ごとの状況を確認し、目標達成に向けた 意識づけ及び業務の効率化を促した。 2月末時点の一人あたり平均時間外在庁時間は21 時間29分である。 ・業務の効率化を図り、時間外在庁時間の短縮に努める。
会計管 理者 出納室	4	56	適正で円滑な出納事務の遂行	財務会計研修の内容を 見直したうえで、8月 に研修を実施する。	・会計規則、契約規則等一部改正に伴 う研修内容・テキストの見直し ・研修の実施	達成	・会計規則、契約規則等一部改正に伴う研修内容・テキストの見直しを行い、研修を実施した。 昨年は新任グループ長対象としていた研修を、実際に財務会計業務を担当しているグループ長(一部は対象課を指名)対象に変更した。 ・戻(書類のミス)の多くは命令機関の業務によるものであるため、総務課や財政課等による研修強化も依頼したい。

学校教育研究所 1 58 各学校における情報	学校教 育部 学務課	1	58	小学校入学準備金の 支給を行う	小学校入学準備金の支 給を 12 月までに行う	ポスター、チラシを活用し、幼稚園、 保育所、公共施設等で周知を図るとと もに、HP及び「市民の友」で申請を 促す	達成	予定どおり 12 月に入学準備金を支給した。次年度より就学援助制度へ統合するため、申請・審査方法が変更となることから、早めに広報し保護者への周知期間を確保する。
生涯学 習部 新中期定員管理計画 施となる組織体制を維 持していくための中期 かな定員管理計画を策 えながら策定する。 大き応見 が未確定であることから、中期的方向性を示す計画策 を行い、また市長部局の同計画を踏ま えながら策定する。 大き応見 では、また市長部局の同計画を踏ま えながら策定する。 大きに もくしていくに もくしている 1 組織の定員管理については、毎年度策定している 1 組織の定員管理については、毎年度策定している 1 組織の定員管理については、毎年度策定している 1 組織の定員管理に登する。 ・令和2年度の開館に 向け整備を行う。 ・心臓協認 図書幅品等を選定し施設 引送予定の 11 月より順次搬入を行い、新たな制度等が確定の際は、当該内容も含め中期 定員管理措置方針に互する引き結ぎ課題の整理を行い、新たな制度等が確定の際は、当該内容も含め中期 定員管理計画を検討していく。 ・令和元年度中に一般備品・図書備品等の整備、条例・地路の設置条例を制定し、併せて関連する規則・要綱等についても整備 する。 は現地・要綱等の整備を終え、令和2年4月に開館することができた。 ができた 信望公民館 「外学校区まちづくり協議会を利用の下)、全集に対して、小学校区まちづくり協議会を引用の下)、全集に対して、小学校区まちづくり協議会が行うイベント等への参加・協済を関する。と対できた 信望公民館「完全の主」に、新たに36 団体の協力を得て実施することができた(のしんみむらる カを促す。 家庭教育力の向上 (乳幼児学級、家庭教育が関する) なの協力を作す実施することができた (いしんみむらる カを促す。 大きでは、新規を関することができた (のよりができた (のより) が、大学、企業等が連携し、今後の地域づくりに大きく貢献 からを促す、が、発行、病院等) ※昨年度限のイベントであったが、多くの地域回 体、企業等が連携し、今後の地域づくりに大きく貢献 から原子が連携し、今後の地域づくりに大きく貢献 から原子が連携し、4 多後の地域で 2 の 大きでは、新規にな庭教育学級等の受護者数は延べ 2 6 で、1 無には適していまいが、高い教育を維持している。 (別年度の制定と962%) 4 月に信き確していないが、高い教育を維持している。 (別年度の制定度962%) 4 月に信き確していな会管理委員会の承認を得 3 4 月に債券購入について公金管理委員会の承認を得 5 5 年度より利率の高い 特別に関えてきる よう年度当初 (4 月) に公金管理委員会の承認を得 5 5 年度より利率の高い 情報の発行	育部 教育研	1	58	教育機器の迅速な保	遣事業を年間80時間行う。②学校からの機器障害対応依頼にはすべて迅速に対応する。 ③情報教育機器の予算	かける。②可能な限り当日で対応する。③予算執行状況を週1回の情報支	達成	遣要望が年々多くなってきており、年間80時間を超えたため、一部指導主事の派遣で対応した。そのため、研修支援の充実を図ると共に、学校の情報教育の向上に貢献できた。情報機器等のトラブルについても、研究所職員及びリース業者、関係部署等との連携により、迅速に対応できたと考える。職員間で各学校の状況等を共有し、最適な予算配分、重点執行等を図っていく。
生涯学習部 生涯学習部 1 58 援施設(仮称)の整備 ・令和2年度の開館に向け整備を行う。	習部	1	56		速かつ的確な対応が可能となる組織体制を維持していくための中期的な定員管理計画を策	を行い、また市長部局の同計画を踏ま	未達成	度や沖縄振興特別推進交付金事業終了後の事業展開が未確定であることから、中期的方向性を示す計画策定は困難であると判断し策定を見送ることとした。組織の定員管理については、毎年度策定している「組織定員管理運営方針」に基づき引き続き課題の整理を行い、新たな制度等が確定の際は、当該内容も含め中期
生涯学習部 中央公 民館	習部 生涯学	1	58			引渡予定の11月より順次搬入を行い整備する。 ・施設の設置条例を制定し、併せて関連する規則や要綱等についても整備	達成	規則・要綱等の整備を終え、令和2年4月に開館することができた。
全選等	習部 中央公	1	58	る NPO、大学、企業	議会や自治会等の地域 団体の活動に連携協力 する NPO、大学、企業	企業に対して、小学校区まちづくり協議会等が行うイベント等への参加・協	達成	いる事業に、新たに2団体の協力を得て実施することができた(首里公民館「食べっこ」に協働のまちづくり推進協議会、友謡会(利用団体))②地域イベント(実行委員会等)に、新たに36団体の協力を得て実施することができた(いしんみむらあしび(新規イベント)にJA、銀行、病院等)※昨年度限りのイベントであったが、多くの地域団体、企業等が連携し、今後の地域づくりに大きく貢献した。
道局 1 59 債権の購入について 預金より利率の高い よう年度当初(4月)に公金管理委員 ^{達成} て、地方債協会及び証券会社から利率や新発債の発行	習部 中央公	2	58	(乳幼児学級、家庭 教育学級、親子ふれ	年度より増やす。 ②受 講生へのアンケートに	加を促すための広報の工夫 ②家庭教育力の向上につながる学習プログラ	達成	名(前年度合計は2,478名)で前年度を上回った。 ②実施した家庭教育学級等の平均の満足度は95.5% で、目標には達していないが、高い数値を維持してい
		1	59	債権の購入について		よう年度当初(4月)に公金管理委員	達成	

企画経営課				20 年債を購入する。	会へ付議し承認を得る。承認後、地方 債協会ホームページや証券会社から の情報等を参考にしながら購入時期 を決定する。		時期などの情報をもとに 10 月に債券を取り扱う各金融機関へ債券提示依頼し、提示のあった金融機関から 12 月に購入した。
上では、上では、上では、上では、一点では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	2	58	公共下水道未接続箇 所の普及活動につい て	接続率の向上に繋げるため、下水道整備済み箇所における未接続世帯への訪問件数330件を目指す。	通常業務として再任用職員と非常勤職員2名1組で1日あたり10件~15件を未接続世帯の調査・普及指導を実施。昨年度から引き続き、環境保全課等と合同による普及訪問活動に取り組む。また、職員による電話・休日訪問で接続指導を実施していく。	達成	下水道整備済み地域における未接続世帯への問件数 330件の目標に対して、377件の訪問を行なった。 その内訳は次のとおりである。 ①環境部との普及指導:108件、 ②単独の普及指導:253件 ③共同住宅への普及指導:16件 ④休日訪問:52件 補助件数(13件)執行率(85%)、貸付件数(6件)
消防局総務課	1	56	消防職への女性受験 者を増やす取り組み	女性が消防吏員として 勤務し活躍していることを広報することにより、女性の受験者増に つなげるため、一次試験 っを作成し、一次試験 までに県内の大学、専門 学校及び公務員専門 学校等へ掲示する。	①女性職員の意見を参考に、ポスターを作成する。 ②大学、高等学校及び専門学校等へ、趣旨・目的等を説明し掲示依頼する。	達成	令和元年7月に女性を対象としたオープンセミナーを開催した。また、開催にあたって、ポスターとリーフレットを作成し、県内の大学・専門学校・高等学校へ配布しセミナーの趣旨を説明した。
消防局 総務課	2	56	消防訓令審査会の開 催	平成31年度中に訓令 審査会を5回以上開催 する。	改正すべき訓令等が多数あることか ら、精査を行い優先順位をつける。	達成	令和元年度においては、16回の訓練審査会を開催し、 多数の訓令を改正した。
消防局総務課	3	58	消防車両の整備	平成 31 年度中にポンプ車 1 台、高規格救急車 1 台及び救助工作車1 台を整備する。	法制契約課など関係部局と調整を図りながら購入を進める。	達成	年度内に入札、契約、検収を完了し、ポンプ車は首里 出張所、救急車及び救助工作車は西消防署へ配備し た。
消防局総務課	4	58	(仮称)小禄南出張 所の建設	小禄支所建替えにあた り、消防庁舎に関連す る部分の詳細を詰め、 平成 31 年度中に実施 設計を完成させる。(※ 実施設計費用は、はい さい市民課予算)	実施設計を平成31年度中に作成するため、関係部局や設計業者と調整を図りながら詳細を詰める。	未達成	実施設計業務の委託業者が作成する設計図の修正、変更が長引いたため。 関係機関との調整に時間を要し図面との修正が長引いたため。
消防局総務課	5	58	(仮称)識名出張所 の建設	平成31年度中に建設 候補地の土地測量を実 施する。	沖縄県立芸術大学など関係機関と調 整を図りながら実施する。	達成	年度内に建設候補地の土地測量及び分筆を実施した。 購入予定面積 699.60㎡
消防局警防課	1	56	災害時の自助、近助、 共助による防災体制 の強化のため、より 地域に密着した基本 消防団員の加入促進	消防団の普及啓発につ とめ、新規入団員を 10 人以上の目標とする。 また、沖縄大学、沖縄 県立看護大学と大規模	総務省消防庁委託事業を活用して、消防団の加入促進のため、広告媒体等を活用して普及啓発を行う。	達成	令和元年度においては、総務省消防庁の消防団加入 促進事業にて初めて、広告媒体を活用した加入促進を 実施したことで、継続的な入団加入を実施することが でき消防団へのお問い合わせや入団希望者の増加に つながったと推測する。

			及び市内大学との災 害時活動支援の協定 締結を目指す。	災害時等における活動 支援協定を結ぶ。			また、入団者は10名となっているが、警防課の窓口にて問い合わせのあった入団希望者は入団者を除いて、16名となっている。
消防局警防課	2	56	消防活動の危険性困難性への対応のため、警防隊の消防活動技術の強化及び向上を図る	消防活動訓練効果確認 を実施させる。競争意 識を育むと共に基本的 な行動や指揮命令系統 及び消防戦術を徹底さ せ、相乗効果による技 術力向上を図る。	両署において、各警備 1 個小隊(合計 6 個小隊)を選抜してもらい、7月に審査基準に従い警防課所管で消防活動訓練効果確認審査会を実施し、順位をつけ、第 1 位の小隊を最優秀小隊として、局長表彰とする。	達成	消防活動訓練効果確認は、消防局において重要性が認知されている。 また、主管課である警防課からの実施通知がなくても、現場職員の自主性により訓練を開始する等、職員の意識の向上が見られることから、訓練の達成に至っていると推測する。 本訓練は、今後も継続して実施する予定。
消防局警防課	Ø	56	複雑・多様化する災害における、主に人命救助に携わる隊員の養成のため、救助隊員教育研修を実施する。	人命の救助に関する専門的かつ高度な知識と技術を習得させるため、救助隊員教育プログラムに沿って研修を実施して、今年度6名以上の救助隊員養成を図る。	年明け 1 月に 6 日間のカリキュラム を組んで実施する。	達成	救助隊員研修は、開始から4年目となり本研修に希望する職員も増え、職員の意識の向上が図られております。 また、本研修を実施したことで、救助隊員の資格要件が明確に図ることができている。 本研修は今後も、継続して実施していく予定である。
消防局救急課	1	58	応急手当普及啓発活 動の推進	・応急手当講習受講者 数:6,500人 ・応急手当普及員:80人	救命講座普及啓発推進員(非常勤)を中心として救急課職員、警防、救急隊員で実施する。 定期講習会、その他出前講習会で対応する。	達成	救命入門コース「小学生対象を含む」を実施(延べ人数 6,990 人)したことで当初の目標 6,500 人を上回った。応急手当講習受講者数(9,532 人)
消防局 救急課	2	58	予防救急の推進	・予防救急啓発のパン フレットを市内、全て の救急告示病院へ配布 する。(400部)	那覇市医療協議会等で市民向け予防 救急のパンフレットの周知を図り、医 療機関のご理解を得て、パンフレット を救急告示病院へ配布、更に市民への 普及啓発を図る。	達成	救急課で作成した冊子、予防救急ガイドブック(家庭内での転倒や転落によるケガ等は、注意喚起と事前の対策で予防できる。)を市内告示病院 4 箇所へ配布し医療機関及び市民へ普及啓発を図る。
消防局 救急課	3	58	小学生への救命講習 会の普及啓発	・消防署見学へ来署する小学生を対象に救命 講習を実施する。 入門コース受講者数: 1,000人	小学生を対象にあっぱくんライトを 活用 45 分の救命入門コースを実施。	達成	令和元年6月から令和2年2月にかけて消防署見学に来る小学生を対象に45分の救命入門コース計27回実施 延べ人数2,699人
消防局 救急課	4	56	救急隊員の教育体制 の構築	・訓練実施要領を9月 までに作成 10 月まで に訓練を実施する。	救急隊員の意見を取り入れ、指導救命 士を中心に、訓練実施要領を作成す る。	達成	救急医療サービスの質向上及び救急隊員のスキルアップを目的に、全ての救急隊員へ想定訓練(出血性ショック・アナフラキシーショック・心肺停止)及び(止血帯「ターニケット」の使用方法・交通事故等の安全管理・災害時の初動対応)等を実施。